



2024年3月期の有価証券報告書におけるサステナビリティ情報の開示分析

目次

はじめに	1
1. 本分析のポイント（エグゼクティブサマリー）	2
2. 調査の概要	3
2.1 対象となる開示	3
2.2 対象企業	3
2.3 対象企業の任意開示の公表時期	3
3. 有価証券報告書のサステナビリティ情報開示の定量的分析	5
分析のポイント	5
3.1 重要なサステナビリティ課題（マテリアリティ）	5
3.1.1 重要なサステナビリティ課題（マテリアリティ）の数	5
3.1.2 重要なサステナビリティ課題（マテリアリティ）の内容	7
3.2 指標及び目標の開示の経年比較	8
3.2.1 任意開示との比較	8
3.2.2 気候変動に関する指標及び目標（GHG排出）の開示	10
3.2.3 人的資本に関連する指標及び目標の開示	16
4. SSBJ基準等により有価証券報告書で将来開示が要求される事項	21
4.1 ガバナンスの開示	21
4.1.1 SSBJ基準における開示要求	22
4.1.2 SSBJ基準におけるガバナンスの開示項目と有価証券報告書での開示状況	23
4.1.3 ガバナンスの記載パターン	26
4.2 リスク管理の開示	27
4.2.1 SSBJ基準における開示要求	27
4.2.2 SSBJ基準におけるリスク管理の開示項目と有価証券報告書での開示状況	28
4.2.3 リスク管理の記載パターン	31
4.3 戦略の開示（気候関連）	32
4.3.1 SSBJ基準における開示要求	32
4.3.2 SSBJ基準における気候関連の戦略の開示項目と有価証券報告書での開示状況	33
4.4 指標及び目標の開示（気候関連）	34
4.4.1 SSBJ基準における開示要求	34
4.4.2 SSBJ基準における気候関連の指標及び目標の開示項目と有価証券報告書での開示状況	35
4.4.3 気候変動（GHG排出）の開示	38

はじめに

2023年1月31日に「企業内容等の開示に関する内閣府令及び特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」が公布・施行され「企業内容等の開示に関する内閣府令」（以下「開示府令」という）及び開示ガイドラインの一部が改正された。本改正により、2023年3月期の有価証券報告書等からサステナビリティ情報の開示が義務付けられている。また、2024年3月にはサステナビリティ基準委員会（SSBJ）が日本のサステナビリティ開示基準（SSBJ基準）の公開草案を公表している。SSBJ基準は、国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）が公表しているIFRSサステナビリティ開示基準（ISSB基準）に整合するわが国のサステナビリティ情報の開示基準であり、将来的に有価証券報告書におけるサステナビリティ情報の開示ルールとして制度化されることが見込まれている*1。

本分析では、開示府令改正2年目の2024年3月期におけるサステナビリティ情報の開示の状況を把握するため、2024年3月期の有価証券報告書等の分析を以下の視点から行った。

まず、2023年3月期と2024年3月期の有価証券報告書の第2【事業の状況】の2【サステナビリティに関する考え方及び取組】を比較し、開示の変化・拡充の状況について定量的な観点から分析した。

次に、SSBJ基準（公開草案）やISSB基準で開示が求められている項目（ガバナンス、リスク管理、戦略、指標及び目標の項目）の一部について、SSBJ基準適用前ではあるが、2024年3月期の有価証券報告書においてどの程度開示されているか分析した。

また、有価証券報告書の第2【事業の状況】の2【サステナビリティに関する考え方及び取組】については、金融庁による令和5年度（2023年3月31日以降に終了する事業年度）及び令和6年度（2024年3月31日以降に終了する事業年度）の有価証券報告書レビューにおける法令改正関係審査及び重点テーマ審査の対象となっている。令和6年度の有価証券報告書レビューは、2025年2月現在実施中であるが、令和5年度については、「令和5年度有価証券報告書レビューの審査結果及び審査結果を踏まえた留意すべき事項等」（以下「令和5年度有価証券報告書レビュー結果」という）が2024年3月に公表されている。法令改正関係審査では、開示府令等の規定への準拠性（開示の漏れや誤りなどの有無）の観点から審査が行われ、重点テーマ審査では、現行制度に基づくサステナビリティに関する企業の取組みの開示の審査に加え、企業による自主的な改善に資するように助言を行う趣旨で、ISSB基準やSSBJによる基準の開発動向等も参考に、今後改善を検討していくことが望ましいと考えられる事項の検討が併せて行われている。本分析では令和5年度有価証券報告書レビュー結果において、課題として指摘された事項につき、2024年3月期の有価証券報告書での開示状況についても分析を行った。

留意事項

任意開示は定型の様式がなく、統合報告書、サステナビリティレポート、ESGデータブック、ウェブ開示など媒体も様々であることから、定量情報（指標及び目標）の個数は網羅的にカウントできない可能性があり、また一部重複したカウントになっている可能性がある。同様に有価証券報告書のサステナビリティ情報の開示についても、具体的な記載方法は開示府令で詳細に規定されておらず、企業の取組みの状況に応じて柔軟な記載が可能な枠組みとされている*2ため、指標及び目標などの定量情報が、リスク管理や戦略に含めて記載されている場合がある他、定量情報の個数は網羅的にカウントできていない可能性や、一部重複したカウントになっている可能性がある。

*1 SSBJ基準は、2024年3月29日に公開草案が公表されており、2025年3月末での確定基準の公表を目標として、現在SSBJで審議中である。

*2 出所：金融庁「令和5年度有価証券報告書レビューの審査結果及び審査結果を踏まえた留意すべき事項等」P.11

1. 本分析のポイント

(エグゼクティブサマリー)

時価総額1兆円以上の上場企業の多くは、サステナビリティ情報の開示に対して前向きな取組みを進めており、一部先進的な取組みを進める企業もあることが改めて確認された。

開示の出発点となるマテリアリティ評価については、これまでの任意開示における企業独自の切り口を生かしながら、制度開示である有価証券報告書における開示にどのように対処していくべきか、多くの企業が試行錯誤を続けている状況が識別された。

温室効果ガス（GHG）の開示については、多くの企業が排出量の定量的な情報を開示し始めていることが確認されたものの、対象とするScope、集計範囲、開示のタイミング（前年度情報の開示）などについては課題が識別されている。

人的資本の開示についても、多くの企業が前年度よりも開示を拡充しているものの、集計範囲、開示のタイミング（前年度情報の開示）などについては同様に課題が識別されている。

将来的に有価証券報告書のサステナビリティ情報の開示基準として導入されることが見込まれているSSBJの公開草案への対応状況については、検討・準備をし始めている会社が出てきているものの、多くの会社では本格的な対応はこれからになるであろうことがうかがえ、開示の進む温室効果ガス（GHG）や人的資本においても、SSBJ基準を満たすような開示を行うためにはさらなる情報収集プロセスの改善が必要になるであろう。経営へのサステナビリティ課題の取組みが加速する中で、開示を経営の中心から切り離すことなく対応を進めていくことが肝要であり、企業にとっては、専門知見の確保、スピード感を持った対応、社内組織体制や連携体制の構築など、多くの検討課題に並行して対処していくことが求められている。

有価証券報告書におけるSSBJ基準に基づく開示の義務化は、時価総額に応じた段階的な導入になることが見込まれており、今回の分析結果を踏まえても、段階的な対応は現実的であり望ましい方法であると思われる。将来的にはプライム市場の上場企業はすべてSSBJ基準に基づく開示が要求される可能性が高いことを踏まえると、プライム市場に上場しているすべての会社にとって、今後数年間で計画的な対応を進められるかどうかは鍵になってくるといえる。

2. 調査の概要

2.1 対象となる開示

有価証券報告書の第2【事業の状況】の2【サステナビリティに関する考え方及び取組】の記載と、当該記載に関連性が高いと考えられる任意開示を調査の対象とした。

任意開示には定型の様式がなく、様々な開示媒体が存在するため、統合報告書、サステナビリティレポート、ウェブ開示などできる限り網羅的に検索を行い、分析対象に含めるようにした。任意開示は2024年10月末時点での情報に基づき分析を行っているため、その後に公表された開示情報は分析対象に含めていない。

2.2 対象企業

2024年3月期末時点で、時価総額^{*3}が1兆円以上のプライム市場上場企業のうち3月決算企業141社を調査の対象とした。

対象を時価総額1兆円以上の企業としたのは、金融審議会「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」において、SSBJ基準の有価証券報告書への適用対象、適用時期について、時価総額3兆円、1兆円、5千億円以上の3つのプライム市場上場企業のグループを対象とし、2027年3月期から段階的にSSBJ基準の適用義務化を行うことが検討されている^{*4}ことによる。

開示府令への準拠は時価総額にかかわらず有価証券報告書を提出するすべての企業に求められているが、他の上場企業に比べ早いタイミングでSSBJ基準の適用義務化が予想される時価総額1兆円以上の企業を対象とすることで、SSBJ基準の適用を見据えた先進的な開示がどの程度進んでいるかを把握する。

また、決算月については、有価証券報告書におけるサステナビリティ情報の開示がどのように変化・拡充したかを分析するため、開示府令改正2年目となる3月決算を対象を絞った。

比較対象とする2023年3月期の有価証券報告書については、2024年3月期の分析対象と同じとする。ただし、2023年3月期の任意開示については、前年に実施したサステナビリティ情報の開示分析で使用したTOPIX構成銘柄100社のうち、3月決算企業81社の任意開示の分析結果のみを用いている。

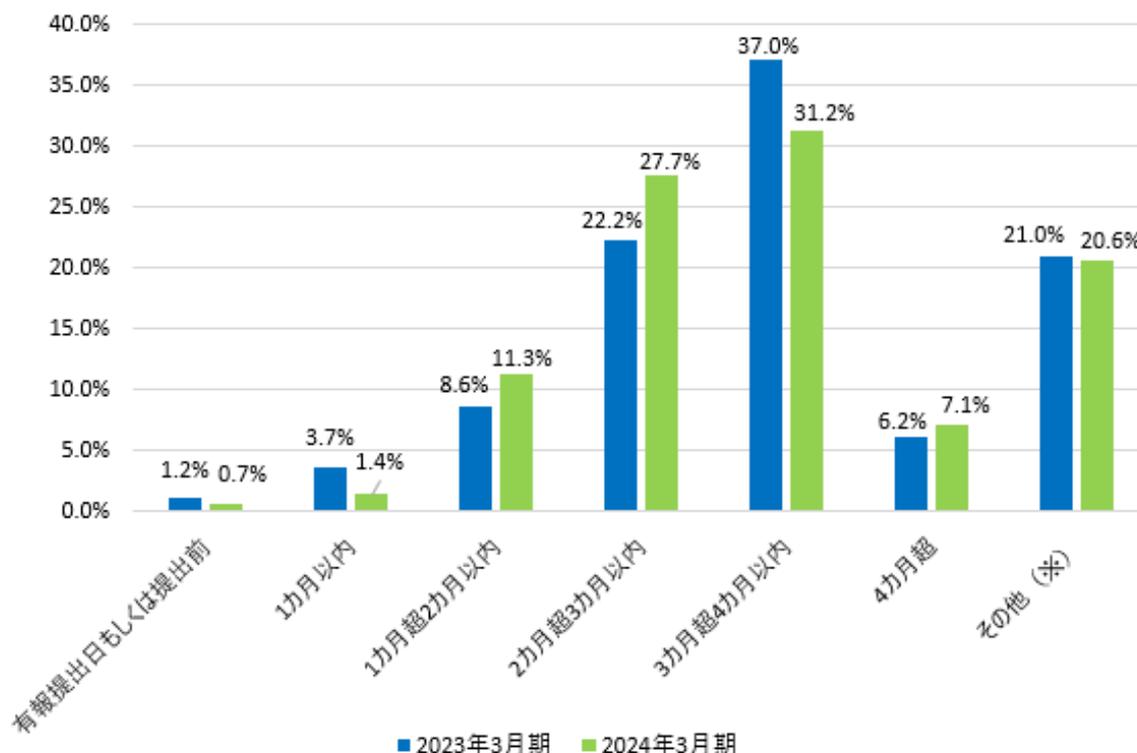
2.3 対象企業の任意開示の公表時期

任意開示には公表期限はないが、ISSB基準やSSBJ基準では、財務諸表とサステナビリティ情報は原則として同時に開示することが求められている。有価証券報告書の提出と同時期に任意開示を公表している企業は2023年3月期も2024年3月期もごく少数であった（【図表1】参照）。

*3 東京株式市場2024年3月29日（金）の終値に基づく時価総額による。

*4 SSBJ基準は金融庁による法令上の手当てがなされることを前提としているため、適用対象や適用時期についての具体的な定めはない。SSBJ基準の適用対象や適用時期については、金融審議会により設置された「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方におけるワーキング・グループ」において、現在検討されている。プライム市場上場企業のうち、時価総額3兆円以上の企業は2027年3月期から、時価総額1兆円以上の企業は2028年3月期から、時価総額5千億円以上の企業は2029年3月期から、SSBJ基準の適用義務化が検討されている。

【図表1】 有価証券報告書提出から任意開示（統合報告書等）公表までの期間



※その他には、サステナビリティ情報に関する任意開示を公表していない企業、あるいは公表日が任意開示の報告書等から読み取れなかった企業を集計している。

どちらの年度も約7割の企業が、有価証券報告書提出から4か月以内に任意開示を公表している。しかし、その内訳を見ると、3か月以内に任意開示を公表している企業が、2023年3月期は35.8%であるのに対し、2024年3月期は41.1%となっている。前述の「2.2 対象企業」の通り、任意開示の分析対象とした企業の母集団が2024年3月期と2023年3月期で異なっているため、一概には任意開示の公表が早期化されているとまではいえないが、有価証券報告書提出から任意開示公表までの平均日数は、2023年3月期が86.2日、2024年3月期が83.8日と短縮している。

参考

近年、サステナビリティ情報に対する投資家の注目度が高まってきていることを受け、従来から公表していた統合報告書に加え、サステナビリティレポートを開示している企業も多い。2024年3月期の分析対象企業では、分析時点で約8割の企業が統合報告書を公表しており、統合報告書を公表している企業の約7割がサステナビリティレポートやESGデータブックなども併せて公表していた。

これらの開示媒体は作成目的が異なるが、開示される情報は重複することも多い。そのため、投資家等の情報利用者向けに、有価証券報告書、統合報告書、サステナビリティレポートなどの複数の開示媒体の位置づけや関係性について、任意開示書類の冒頭で説明している企業も複数見られた。

3. 有価証券報告書のサステナビリティ情報開示の定量的分析

分析のポイント

2024年3月期は、開示府令改正2年目になることから、企業によるサステナビリティ情報の開示が、どのように変化したかを定量的な観点から把握する。

3.1 重要なサステナビリティ課題（マテリアリティ）

3.1.1 重要なサステナビリティ課題（マテリアリティ）の数

(1) 平均開示個数

有価証券報告書と任意開示の重要なサステナビリティ課題（マテリアリティ）の数の平均は【図表2】の通りであり、ともに2023年3月期から若干増加している。

【図表2】 重要なサステナビリティ課題（マテリアリティの数）の平均個数

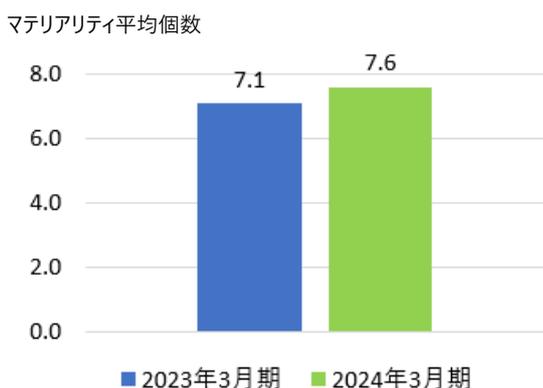


(2) 任意開示との比較

有価証券報告書と任意開示で同一の重要なサステナビリティ課題（マテリアリティ）を開示している企業は、2023年3月期は分析対象企業の63.1%（53社）、2024年3月期は分析対象企業の65.4%（89社）と割合に大きな変化は見られなかった。

これらの企業が有価証券報告書で開示している重要なサステナビリティ課題（マテリアリティ）の平均個数は、2023年3月期7.1個、2024年3月期7.6個であった（【図表3-1】参照）。

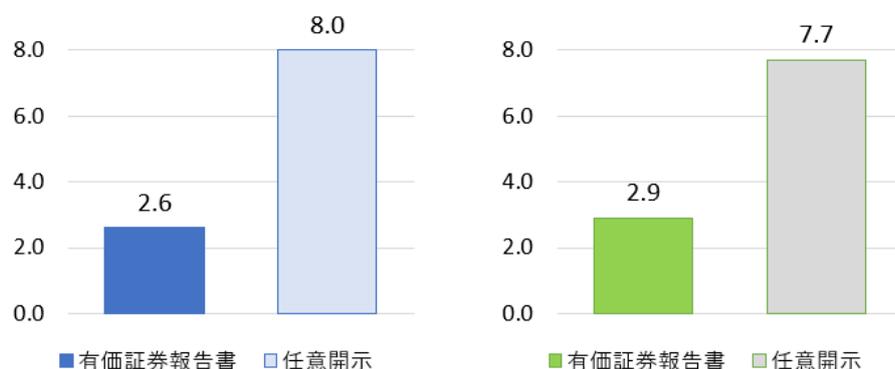
【図表3-1】 内訳別 重要なサステナビリティ課題（マテリアリティの）の平均個数（有価証券報告書と任意開示で同一の重要なサステナビリティ課題（マテリアリティ）を開示している企業）



一方、有価証券報告書と任意開示で、異なる重要なサステナビリティ課題（マテリアリティ）を開示している企業では、重要なサステナビリティ課題（マテリアリティ）の開示平均個数は、2023年3月期では有価証券報告書が2.6個、任意開示が8.0個、2024年3月期では有価証券報告書が2.9個、任意開示が7.7個（【図表3-2】参照）と、ともに有価証券報告書における開示個数が任意開示に比べて大幅に少ない状況であった。

【図表3-2】 内訳別 重要なサステナビリティ課題（マテリアリティ）の平均個数（有価証券報告書と任意開示で異なる重要なサステナビリティ課題（マテリアリティ）を開示している企業）

マテリアリティ平均個数



これは以下のような観点から、重要なサステナビリティ課題（マテリアリティ）を改めて整理検討した結果、開示項目を絞り込んだものと考えられる。

- 任意開示は投資家以外の幅広いステークホルダーを対象としているのに対して、有価証券報告書は投資家等に対象が絞られる。
- 有価証券報告書で開示した場合には、誤りがあると訂正や罰則の対象となりうるため、開示の要否についてより慎重に判断し、情報の信頼性が確保できる項目に絞り込んで開示している。

なお、有価証券報告書と任意開示で同一の重要なサステナビリティ課題（マテリアリティ）を開示している企業が2024年3月期の分析対象企業の65.4%（89社）あることに留意が必要である。任意開示の実務で進んできたサステナビリティ情報の開示を法定開示である有価証券報告書に取込むにあたっては、企業ごとにアプローチが異なり、試行錯誤している状況がうかがえる。

3.1.2 重要なサステナビリティ課題（マテリアリティ）の内容

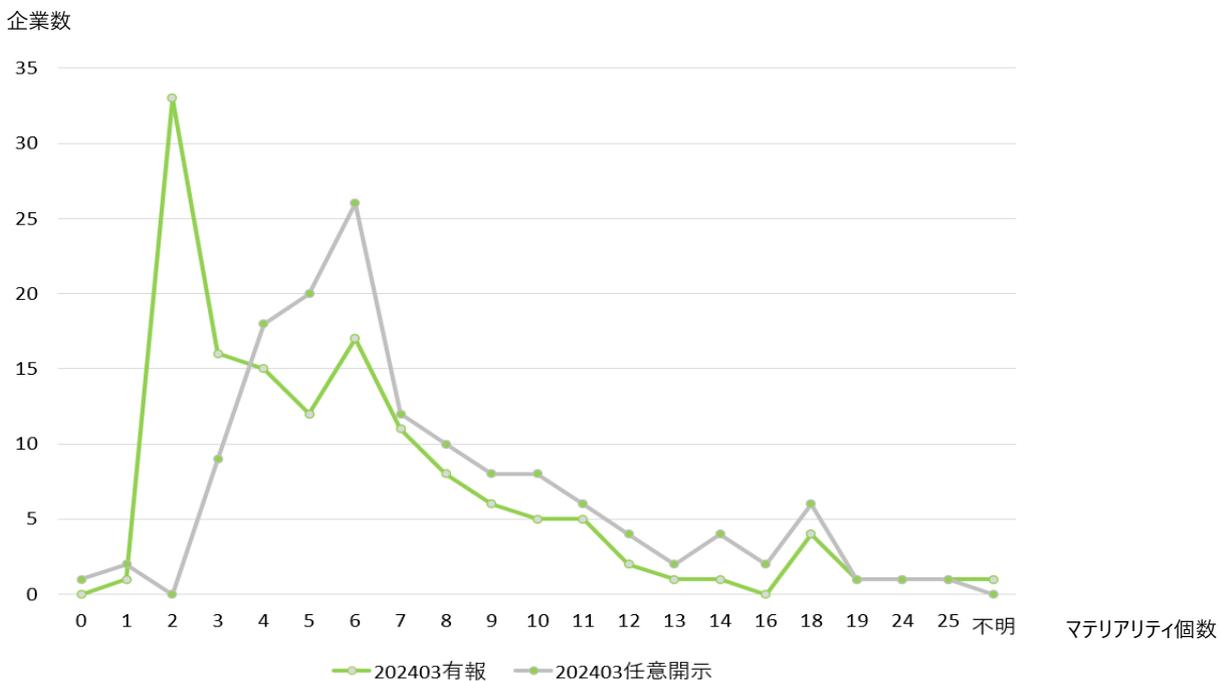
(1) 有価証券報告書

有価証券報告書では、ほとんどの企業が人的資本と気候変動に関連する課題を重要なサステナビリティ課題（マテリアリティ）として開示している。

開示個数別に見ると、この2個のみを開示している企業の割合が最も高く、分析対象企業の約四分の一を占めている（【図表4】参照）。この傾向は2023年3月期から変化がなかった。

また、開示個数が3個から5個の企業においては、人的資本と気候変動に加え人権やガバナンス、生物多様性などに関連する重要なサステナビリティ課題（マテリアリティ）を開示している企業や、気候変動や人的資本に関連する重要なサステナビリティ課題（マテリアリティ）を細分化して開示している企業も複数見られた。

【図表4】 有価証券報告書と任意開示のマテリアリティ個数分布（2024年3月期 141社）



(2) 任意開示との比較

任意開示における重要なサステナビリティ課題（マテリアリティ）の開示個数は、大きなばらつきがあった。開示個数が4個から6個の企業が分析対象企業の5割弱を占めている一方で、10個以上を開示している企業も3割弱あった（【図表4】参照）。

任意開示ではこれまでの実務を踏まえ、企業ごとに開示方針が異なり、GRI*5、SASB*6、SDGs*7など参照しているフレームワークも異なることから、各企業の創意工夫が読み取れる。半面、有価証券報告書のように他社比較を効率的に行うことが難しくなっている。例えばある企業ではひとつの抽象的なマテリアリティ項目が様々なマテリアリティテーマを包含しており、他の企業ではそれが単独のマテリアリティ項目として細分化されて開示されている。このように単純に重要なサステナビリティ課題（マテリアリティ）の開示個数を比較しても有用性があまり高くないことが分かる。また、有価証券報告書での開示個数が7個以上になると、有価証券報告書と任意開示で同一の重要なサステナビリティ課題（マテリアリティ）を開示している企業が多くなる傾向が見られた。ただし開示個数が3個から4個の企業であっても、18社が有価証券報告書と任意開示で同一の重要なサステナビリティ課題（マテリアリティ）を開示しており、企業によって重要なサステナビリティ課題（マテリアリティ）の開示の粒度が異なることがうかがえる。

*5 GRI：Global Reporting Initiative（グローバル・レポーターズ・イニシアティブ）

*6 SASB：Sustainability Accounting Standards Board（サステナビリティ会計基準審議会）

*7 SDGs：Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）

(3) 重要なサステナビリティ課題（マテリアリティ）の見直し状況

2024年3月期の有価証券報告書における、個社の重要なサステナビリティ課題（マテリアリティ）の開示個数が前年から増加している企業は、分析対象企業の約6割であった（【図表5】参照）。増加の要因として、人権や自然資本、生物多様性への対応などを2024年3月期の有価証券報告書から開示する企業が増えてきたことも一因と思われる。

また、重要なサステナビリティ課題（マテリアリティ）の開示個数が同じであっても、見直しにより異なる内容を開示している企業も複数見られた。

【図表5】 2024年3月期の重要なサステナビリティ課題（マテリアリティ）開示個数の増減（2023年3月比）

	企業数	割合
変更なし	47社	33.3%
増加	79社	56.0%
減少	15社	10.7%

3.2 指標及び目標の開示の経年比較

本項では、定量的な観点から2024年3月期と2023年3月期の有価証券報告書を比較し、サステナビリティ情報の開示における指標及び目標の開示が、どのように変化したかを分析する。

有価証券報告書で記載が求められている指標及び目標とは、「サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する連結会社の実績を長期的に評価し、管理し、及び監視するために用いられる情報をいう」とされ、「ガバナンスとリスク管理の枠組みを通じて識別した重要なサステナビリティ関連のリスク及び機会については、戦略並びに指標及び目標について開示する」ことが求められている*8。また、「人的資本（人材の多様性を含む）については、重要性にかかわらず、戦略並びに指標及び目標を開示する」とされている*9。

なお、指標と目標に加えて、目標に対する実績、実績に対する評価及び目標の達成時期について記載することが有用と考えられるため*10、本分析では実績値も含めてカウントしている。

3.2.1 任意開示との比較

有価証券報告書と任意開示におけるサステナビリティ情報の指標及び目標の平均個数は以下の通りであり、有価証券報告書と任意開示では開示個数に大きな差が生じている。

【図表6-1】 指標及び目標の数



*8 開示府令第二号様式（記載上の注意）（30-2）b

*9 開示府令第二号様式（記載上の注意）（30-2）a、c

*10 出所：金融庁「記述情報の開示の好事例集2024（第3弾）」投資家・アナリスト・有識者が期待する主な開示のポイント（全般的な要求事項2/2）

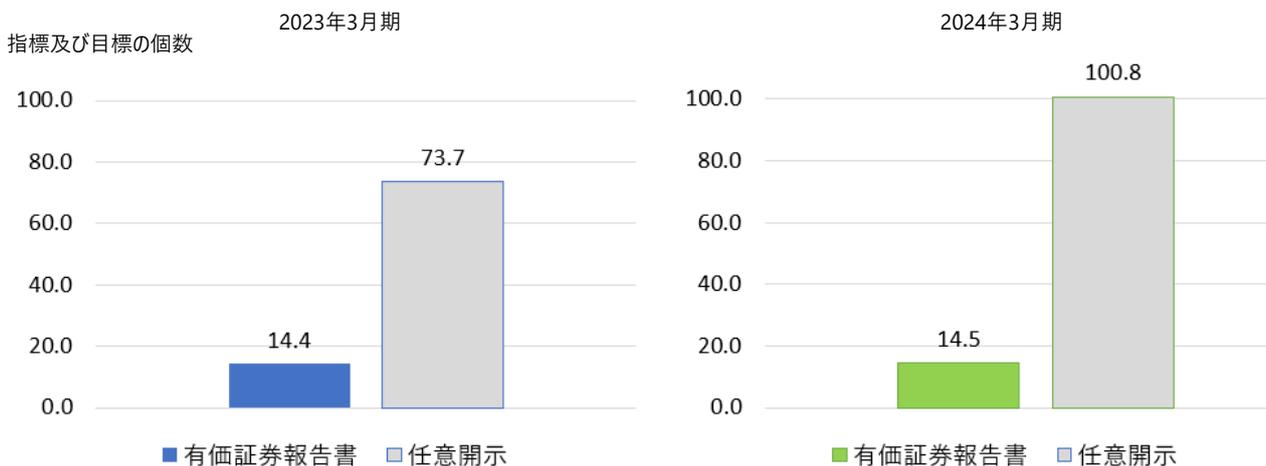
有価証券報告書と任意開示で同一の重要なサステナビリティ課題（マテリアリティ）を開示している企業においても、有価証券報告書と任意開示の指標及び目標の平均個数は大きく異なっており、有価証券報告書の指標及び目標の開示が限定的となっていることがうかがえる（【図表6-2】参照）。

【図表6-2】 指標及び目標の数（有価証券報告書と任意開示で同一の重要なサステナビリティ課題（マテリアリティ）を開示している企業）



有価証券報告書と任意開示で異なる重要なサステナビリティ課題（マテリアリティ）を開示している企業においても、同様の傾向となっている（【図表6-3】参照）。

【図表6-3】 指標及び目標の数（有価証券報告書と任意開示で同一の重要なサステナビリティ課題（マテリアリティ）が異なる企業）



有価証券報告書での指標及び目標の開示が、任意開示に比べて限定的となっているのは、以下のような要因が考えられる。

- 任意開示は企業の判断により公表日を決められるため、時間をかけて実績値等を算定することが可能である。一方、有価証券報告書は提出期限^{*11}があるため、それに間に合うよう作成する必要があり、提出期限までに実績値等の算定が間に合わない指標は開示することが難しい。
- 有価証券報告書で開示した場合には、誤りがあると訂正や罰則の対象となりうるため、開示の要否についてより慎重に判断し、情報の信頼性が確保できる指標及び目標に絞り込んでいる。

*11 金融商品取引法24条1項により、上場会社は決算日から3カ月以内に内閣総理大臣（財務局長）へEDINETで有価証券報告書を提出が求められている。

令和5年度有価証券報告書レビュー結果において、課題④として戦略並びに指標及び目標のうち、重要なものについて記載がない点が指摘されている。適切ではないと考えられる事例として、統合報告書では、識別した重点課題に関する戦略や指標及び目標を開示しているが、有価証券報告書では、当該重点課題に関する戦略や指標及び目標が記載されていなかった事例が示されている。本事例は、会社への質問等の結果、当該戦略や指標及び目標は重要なものであり、開示府令で「有価証券報告書においても開示が求められている事項に該当することが判明したため、課題のある事例とされたものである。

重要性の判断にあたっては、「記述情報の開示に関する原則」2-2において、「記述情報の開示の重要性は、投資家の投資判断にとって重要か否かにより判断すべきであると考えられる」としていることなどを参考にすることが考えられる。例えば、有価証券報告書において気候変動関連の戦略並びに指標及び目標について重要性がないという理由で記載を省略しているにもかかわらず、他の公表資料（統合報告書やウェブサイト等）では、気候変動を重要な課題として識別したうえで、関連する戦略並びに指標及び目標について開示しているような場合には、媒体ごとに目的や想定利用者が異なるため、重要性の判断にも相違が生じるということなどが考えられるものの、本来であれば有価証券報告書に記載すべきと考えられる重要な戦略並びに指標及び目標が記載されていない可能性があるため、留意が必要である。

有価証券報告書と任意開示で同一の重要なサステナビリティ課題（マテリアリティ）を開示している企業では、2024年3月期で開示した指標及び目標の数が2023年3月期と比べ、有価証券報告書では減少しているが、任意開示では増加している反対の変動が生じている（【図表6-2】参照）。

これは、開示府令改正2年目となり、サステナビリティに関する企業の取組みを分かりやすく開示するため、有価証券報告書で開示する指標及び目標を、重要なサステナビリティ課題（マテリアリティ）に紐付いた企業価値向上に資する具体的な施策に関するものに絞るなどの見直しを行ったことなどが要因として考えられるが、引き続き各企業において試行錯誤が続いているものと考えられる。

3.2.2 気候変動に関する指標及び目標（GHG排出）の開示

気候変動に関し重要性が高いと考えられる指標及び目標として、温室効果ガス（以下「GHG」という）排出がある。本項では、開示府令改正2年目の2024年3月期において、GHG排出の開示（GHG排出量やGHG削減量、削減割合の開示を含む。以下同じ）がどの程度進んでいるか、定量的な観点から分析する。具体的には、2024年3月期の有価証券報告書について、（1）実績値の開示状況、（2）実績値の開示年度、（3）比較年度の実績値の開示状況（実績値を何期分開示しているか）、（4）集計範囲（バウンダリー）、（5）任意開示の参照、（6）第三者による保証等の有無について分析を行った。

開示府令等にはGHG排出の開示に関する具体的な記載事項の定めがない。しかし、開示府令の改正と同時に金融庁より公表された「記述情報の開示に関する原則（別添）－サステナビリティ情報の開示について－」（以下「開示原則（別添）」という）では、望ましい開示に向けた取組みとして、「GHG排出に関しては、投資家と企業の建設的な対話に資する有効な指標となっている状況に鑑み、各企業の業態や経営環境等を踏まえた重要性の判断を前提としつつ、特に、Scope1（事業者自らによる直接排出）、Scope2（他社から供給された電気、熱・蒸気の使用に伴う間接排出）のGHG排出について、企業において積極的に開示することが期待される」との考えが示されている。また、Scope3（Scope1、Scope2以外の間接排出（事業者の活動に関連する他社の排出））についても、企業のバリューチェーンを把握し、気候変動に関するリスクや機会についての有用な情報を投資家に提供する重要な情報であり、開示することが有用と考えられる、とされている^{*12}。

なお、分析対象を2024年3月期の有価証券報告書に絞ったのは、2023年3月期の有価証券報告書提出企業では、開示府令適用初年度ということもありScope1又は2について言及している企業が約2割^{*13}と、GHG排出の実績値の開示について企業が慎重となっていたと思われる状況のため、経年比較を行うより、直近の2024年3月期の開示の状況を分析する方が有意な示唆が得られると判断したためである。

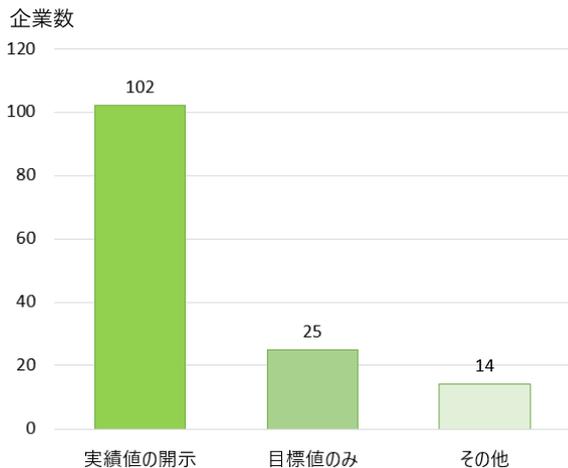
*12 出所：金融庁「記述情報の開示の好事例集2023」投資家・アナリスト・有識者が期待する主な開示のポイント（気候変動関連1/2）

*13 出所：有限責任監査法人トーマツによる分析「サステナビリティ開示の進捗状況」（2023年12月）。母集団は2023年3月期の有価証券報告書の提出会社2,141社

(1) 実績値の開示状況

2024年3月期の有価証券報告書で分析対象とした企業のほとんどが、気候変動対応に関連しGHG排出について何らかの開示を行っているが、GHG排出の実績値を開示している企業は、102社と分析対象企業の約7割であった。また、実績値は開示せず目標値のみを開示している企業は、25社であった（【図表7】参照）。

【図表7】 GHG排出実績値の開示状況



※その他には、GHG排出の指標（実績値もしくは目標値）の開示を省略している企業に加え、GHG排出について定性的な情報のみを開示している企業も含めて集計している。

また、戦略及び指標の記載を省略している企業において、気候変動が自社に及ぼす中長期的な影響について、シナリオ分析の評価結果を開示したうえで、「重要な影響がないことを確認しているため、戦略及び指標及び目標の記載を省略している」旨を開示している企業も見られた。

なお、GHG排出については、Scope1、2、3別の開示がSSBJ基準（公開草案）やISSB基準で求められている。これらの基準が要求している開示に対する2024年3月期の有価証券報告書の開示状況については、「4. SSBJ基準等により有価証券報告書で将来開示が要求される事項」の分析を参照されたい。

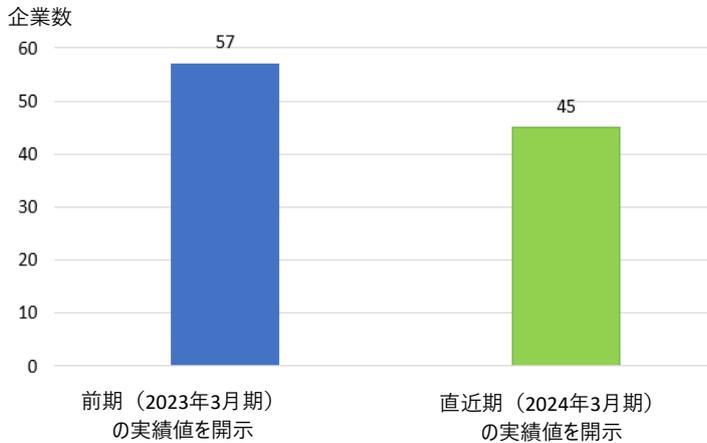
(2) 実績値の開示年度

GHG排出の指標について、有価証券報告書の提出までに実績値の集計が間に合わないような場合は、概算値や前年度の情報を記載することも可能とされている*14。2024年3月期の有価証券報告書で実績値を開示している102社のうち、45社が最新の2024年3月期の実績値を開示し、57社が1年前の2023年3月期の実績値を開示している（【図表8】参照）。

また、Scope1及びScope2については、最新の2024年3月期の実績値を開示しているが、Scope3については、1年前の2023年3月期の実績値を開示している企業も複数見られた。Scope3は、バリューチェーン上の自社の統制の及ばない他社の情報の入手や見積りをういた算定などが必要となるため、Scope1及びScope2より算定に時間を要することも、その要因となっていると思われる。

*14 出所：金融庁「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（案）」に対するパブリックコメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方（2023年1月31日）No.238等。なお、概算値や前年度の情報を開示する場合、その旨を記載し、投資家に誤解を生じさせないようにすることに留意が必要である。

【図表8】 2024年3月期の有価証券報告書における実績値の開示年度



集計にあたっては、開示しているGHG排出の実績値がScope1、2、3の区分により異なる年度となっている場合、2024年3月期の開示が含まれている場合には2024年3月期の開示として集計している。

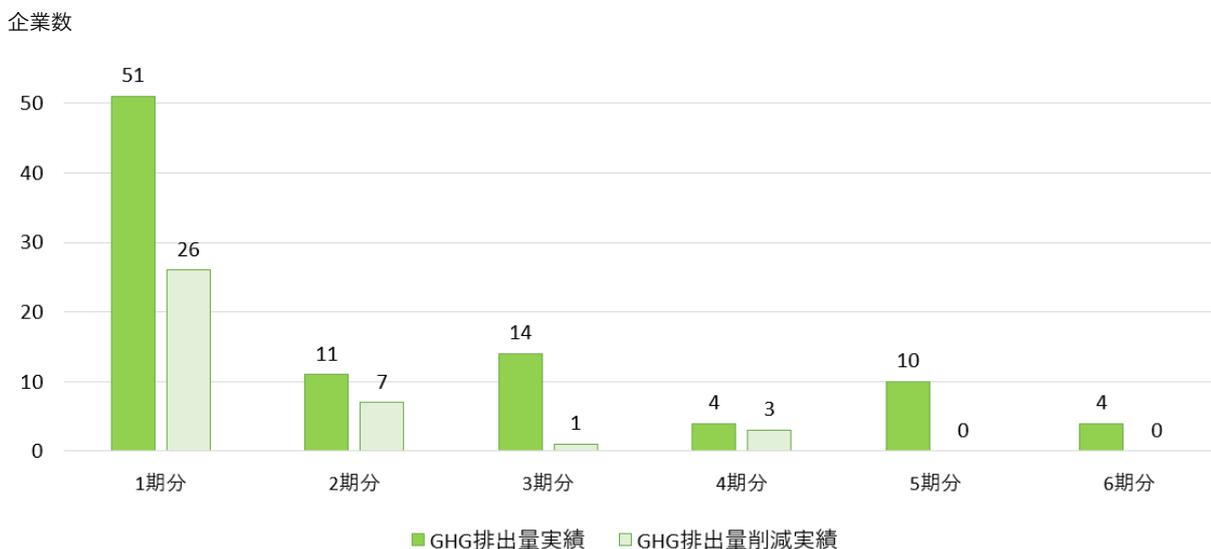
2024年3月期の有価証券報告書の分析対象企業において、GHG排出の実績値が直近期（2024年3月期）よりも前期（2023年3月期）の開示が多いのは、以下のような要因が考えられる。

- 有価証券報告書の提出までに直近期の実績値の算定が間に合わない。
- 有価証券報告書の提出までに直近期の実績値の算定が間に合う場合でも、情報の信頼性確保のため、有価証券報告書提出後に実施する第三者による検証後の数値を有価証券報告書で開示する方針としている。
- 直近期の実績は、任意開示への参照としている。

(3) 比較年度の実績の開示状況（実績値を何期分開示しているか）

2024年3月期の有価証券報告書の分析対象企業において、GHG排出の実績値が何期分開示されているか確認したところ、1期分のみを開示している企業が最も多かった（【図表9】参照）。任意開示では、当期を含めた過去5期分もしくは当期を含めた過去3期分を開示している企業が多いのに対し、有価証券報告書では過去の実績値は限定的な開示となっている。

【図表9】 GHG排出の実績値を何期分開示しているか

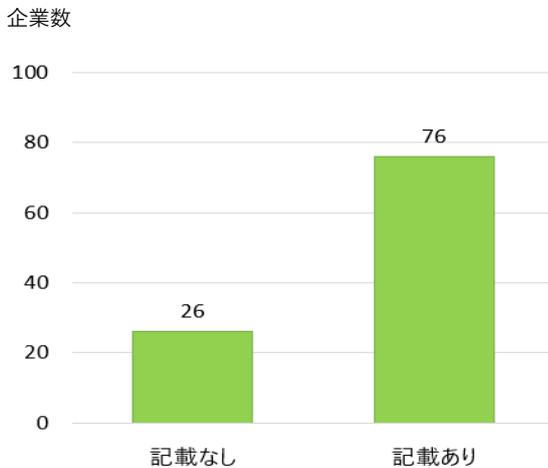


GHG排出の実績値開示は、気候変動に関連するリスク及び機会に対処するための企業の取組みやGHG排出の削減が中長期的な目標通り進捗しているか、長期的に評価し、管理し、及び監視するために用いられる指標である。そのため、1期分だけの開示では、取組みの進捗状況が分かりづらく、比較年度の実績を含めた時系列での変化を開示することが有用である。また、目標と実績に大きな乖離がある場合は、その理由を開示することが有用である。

(4) 集計範囲（バウンダリー）

指標及び目標については、基本的には連結ベースの指標及び目標を開示する^{*15 *16}とされている。2024年3月期の有価証券報告書の分析対象企業において、GHG排出の実績値の開示を行っている企業102社（【図表7】参照）のうち、76社が、集計範囲（バウンダリー）の開示を行っている（【図表10】参照）。

【図表10】 集計範囲（バウンダリー）の開示状況



集計範囲（バウンダリー）の開示は、「当社及び連結子会社」「連結グループ」「当社グループ」「国内外グループ全社」「当社及び主要なグループ会社」「当社及び連結子会社のうちCO2排出量が多い会社」「当社及び基幹事業会社」「会社が定めた〇〇判定基準でグループ全事業所をABCの3区分に分類し、環境負荷が多い〇区分事業所及び〇〇事業を集計対象としている」など、企業によって書き方がばらついているため、集計範囲（バウンダリー）の把握が難しい状況であった。

このうち「当社グループ」や「当社及び連結子会社」などの開示内容から集計範囲（バウンダリー）を連結ベースと推測した企業が46社、連結グループのうち重要な子会社のみを含めて集計していると推測した企業が28社、「当社」「提出会社」などの開示内容から単体ベースと推測した企業が2社であった。ただし、連結ベースと推測した企業が、財務報告での連結会社と集計範囲が同じかどうかについては、ほとんどの企業で開示がないため判別が難しい状況であった。

また、集計範囲（バウンダリー）が連結ベースではない場合に、その理由を開示している企業は5社であった。

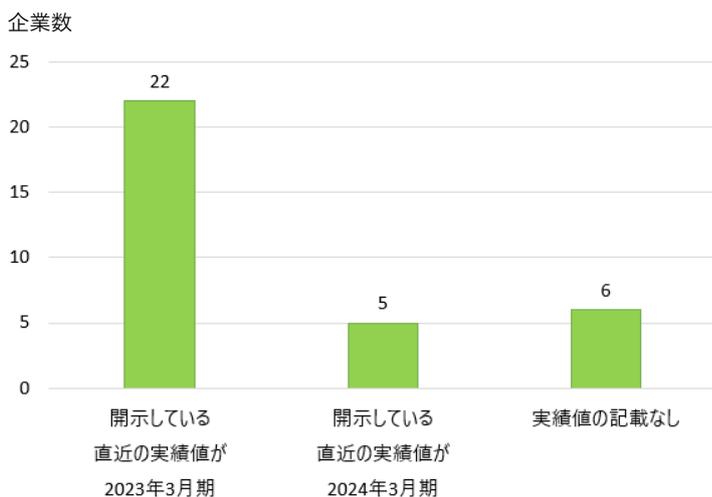
*15 開示府令第二号様式（記載上の注意）（30-2）において「当連結会計年度末における連結会社のサステナビリティに関する考え方及び取組の状況」と規定されている。

*16 連結グループにおける記載が困難である場合（例えば、人材育成等について、連結グループの主要な事業を営む会社において、関連する指標のデータ管理とともに、具体的な取組みが行われているが、必ずしも連結グループに属するすべての会社では行われていない等）には、その旨を記載したうえで、例えば、連結グループの主要な事業を営む会社単体（複数ある場合にはそれぞれ）又はこれらを含む一定のグループ単位の指標及び指標の開示を行うことも考えられるとされている。（出所：金融庁「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（案）」に対するパブリックコメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方（2023年1月31日）No.166、167）

(5) 任意開示の参照

2024年3月期の有価証券報告書におけるGHG排出の開示について、補完情報として任意開示の参照先を記載しているか確認したところ、分析対象企業の約四分の一である33社が参照先を開示していた（【図表11】参照）。

【図表11】 GHG排出について任意開示を参照している企業



有価証券報告書の記載内容を補完する詳細情報として任意開示を参照する場合、前年度の情報（長期時系列で示した比較年度の実績等）が記載された任意開示や将来公表予定の任意開示を参照することが考えられる。GHG排出の開示においては、有価証券報告書提出後に公表予定の任意開示を参照先としている企業が多く見られた。

将来公表予定の書類を参照する際には、投資家に理解しやすいよう公表時期や公表方法、記載予定の内容等も併せて記載することが望まれる*17とされている。2024年3月期の有価証券報告書で、前期（2023年3月期）の実績値を開示している企業では、「2023年度（2024年3月期）の実績は、2024年〇月以降に当社ホームページ上で公表する「〇〇〇〇〇〇」をご参照ください。当該開示資料は以下のURLからご覧いただくことができます。」など、参照先の任意開示の公表時期を明記したうえで、参照先となる任意開示のウェブ上のアドレスを併せて開示する事例が多く見られた。また、2024年3月期の実績値を有価証券報告書で開示している企業でも、「実績値は速報値であり、確定値は〇月以降に公表予定の「〇〇〇〇〇〇」におけるGHG排出（実績）に関する記載をご参照ください。」などとしている事例が多く見られた。

なお、投資家の投資判断上重要であると企業が判断した事項については、有価証券報告書に記載する必要があり、任意に公表した他の書類への参照は、あくまで補完情報との位置付けである*18ことに留意が必要である。令和5年度有価証券報告書レビュー結果においても、課題⑨として、公表した他の開示書類等に記載した情報を参照する場合において、記載上の不備があることが指摘されている。適切ではない事例として、開示府令で記載が求められている戦略や指標及び目標に該当する内容が有価証券報告書に記載されずに他の開示書類参照としていた事例が示されており、今後留意が必要と思われる。

(6) 第三者による任意保証等の有無

GHG排出に関する情報の信頼性の担保のためには、第三者による保証もしくは検証を受けることが有効な手段と考えられる。本項では、2024年3月期の有価証券報告書でGHG排出の実績値を開示した企業が、第三者による保証や検証（以下「保証等」という）の有無について開示しているか分析した。

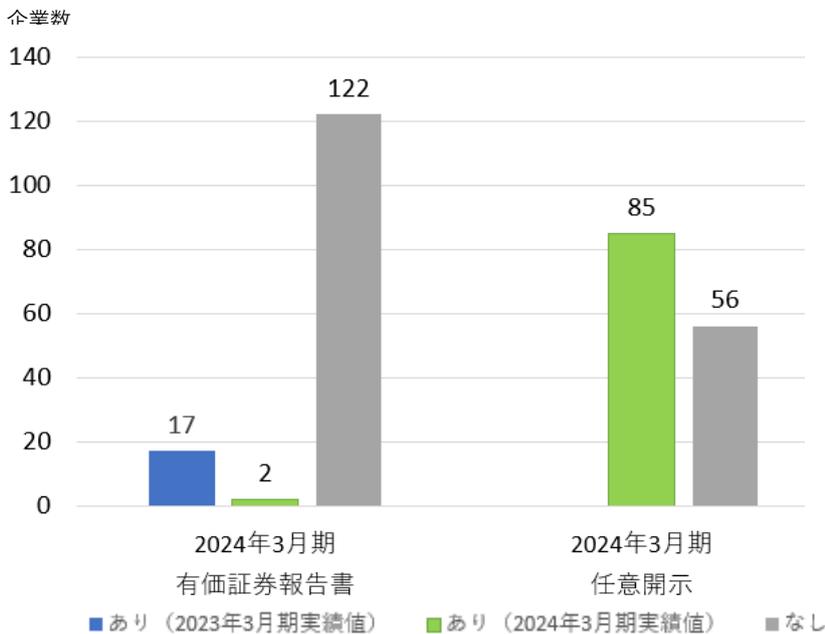
2024年3月期の有価証券報告書において、任意で保証等を受けている旨を開示している企業は、19社あり、うち7社は、Scope1、2に加えてScope3についても第三者による保証等を受けていることが開示されていた。保証の対象事業年度は前年の2023年3月期の実績値が17社、直近の2024年3月期の実績値が2社であった（【図表12】参照）。

*17 出所：金融庁「『企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（案）』に対するパブリックコメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」（2023年1月31日）No.242等

*18 出所：金融庁「『企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（案）』に対するパブリックコメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」（2023年1月31日）No.254等

一方、2024年3月期の任意開示で、GHG排出の実績値等の一部について第三者による保証等を受けている旨を開示している企業は、85社であり（【図表12】参照）、対象となる年度はすべて2024年3月期であった。

【図表12】 有価証券報告書及び任意開示におけるGHG排出の実績値の保証等に関する記載



※任意開示については、分析時点で2024年3月期の任意開示が未公表の企業は「なし」に含めて集計している。

GHG排出の実績値の開示にあたり、有価証券報告書の提出日までに確定値の算定が難しい場合、前期の数値や概算値を開示することも認められている。この場合、実際の集計結果が概算値から大きく異なるなど、投資家の投資判断に重要な影響を及ぼす場合には、有価証券報告書の訂正を行うことが考えられる、とされている*19。

2024年3月期の有価証券報告書の分析対象企業においてGHG排出の実績値を開示している企業（102社【図表7】参照）のうち、有価証券報告書提出後に公表された任意開示のGHG排出の実績値が、有価証券報告書と異なる数値を開示していた企業は9社あった。これは、有価証券報告書では、概算値を公表し、その後第三者による検証後の確定値を任意開示で公表していることによるものであり、有価証券報告書においてその旨を注記している企業も見られた。

このうち、有価証券報告書で開示しているGHG排出量の一部の指標が、任意開示の実績値と比較して±30%以上の差があった企業が2社あった。

【図表13】 有価証券報告書のGHG排出の実績値を任意開示で修正している企業

2024年3月期の有価証券報告書におけるGHG排出及び保証等の開示状況				
GHG排出の開示		保証等なし	保証等あり	合計
あり	2024年3月期の実績値を開示 (うち任意開示で修正あり)	43社 (8社)	2社 (1社)	45社 (9社)
	2023年3月期の実績値を開示 (うち任意開示で修正あり)	40社 (0社)	17社 (0社)	57社 (0社)
なし		39社	—	39社

※（ ）内が、2024年3月期の有価証券報告書で開示しているGHG排出量の実績値が、任意開示（2024年3月期の有価証券報告書の提出後に公表された任意開示）で開示している実績値と異なる（修正している）企業数

*19 出所：金融庁「『企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（案）』に対するパブリックコメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」（2023年1月31日）No.238等

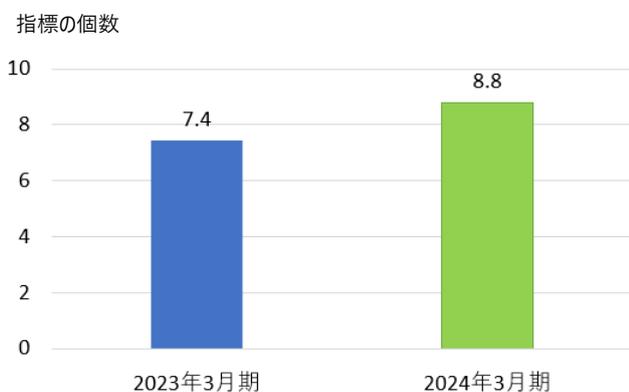
3.2.3 人的資本に関連する指標及び目標の開示

人的資本に関連する戦略並びに指標及び目標への記載は、すべての企業において開示が求められており*20、ほとんどの企業が指標として定量的情報を開示している（【図表16】参照）。本項では、2024年3月期と、2023年3月期の有価証券報告書を比較し、人的資本に関連する指標及び目標の開示がどのように拡充したかを定量的な観点から、(1) 実績値の開示状況、(2) 実績値の開示年度、(3) 比較年度の実績値の開示状況（実績値を何期分開示しているか）、(4) 集計範囲（バウンダリー）、(5) 任意開示の参照、(6) 第三者による任意保証等の有無、(7) 人的資本に関する方針等の記載について分析した。

(1) 実績値の開示状況

2024年3月期の有価証券報告書の分析対象企業における人的資本に関連する指標の平均個数は、2023年3月期は7.4個、2024年3月期は8.8個であった（【図表14】参照）。

【図表14】 人的資本に関連する指標の平均開示個数



個社別の指標の変化を見ると、約半数の企業では、開示している指標に変更がなかった（【図表15】参照）。一方で、約4割の企業では、開示している指標が増加している。また、指標の数は同じだが、開示している指標を変更している企業も複数見られた。これには以下のような要因が考えられる。

- 重要なサステナビリティ課題（マテリアリティ）や中期経営計画の見直しに伴い、具体的な取組みを見直したため、新たな指標を追加している。
- 重要なサステナビリティ課題（マテリアリティ）や戦略には大きな変更がないが、具体的な施策の進捗に伴い、より具体的に細分化した指標を追加、あるいは施策の見直しにより新たな指標を追加している。

【図表15】 2024年3月期の有価証券報告書における人的資本に関連する指標の増減（2023年3月期比）

開示している指標の増減	企業数	割合
変更なし	73社	51.8%
増加	55社	39.0%
減少	8社	5.7%
±ゼロ（指標の数は同じだが内容は異なる）	4社	2.8%
定量情報の開示なし	1社	0.7%

追加された新たな指標としては、人材育成に関する指標（DXに係る指標や施策に基づく企業独自の指数）の追加や、有価証券報告書の第1【企業の概況】の5【従業員の状況】で開示が求められている女性管理職比率や男性の育児休業取得率について、より詳細な情報を有価証券報告書の第2【事業の状況】の2【サステナビリティに関する考え方及び取組】で開示している企業が多く見られた。

*20 開示府令第二号様式（記載上の注意）（30-2）c

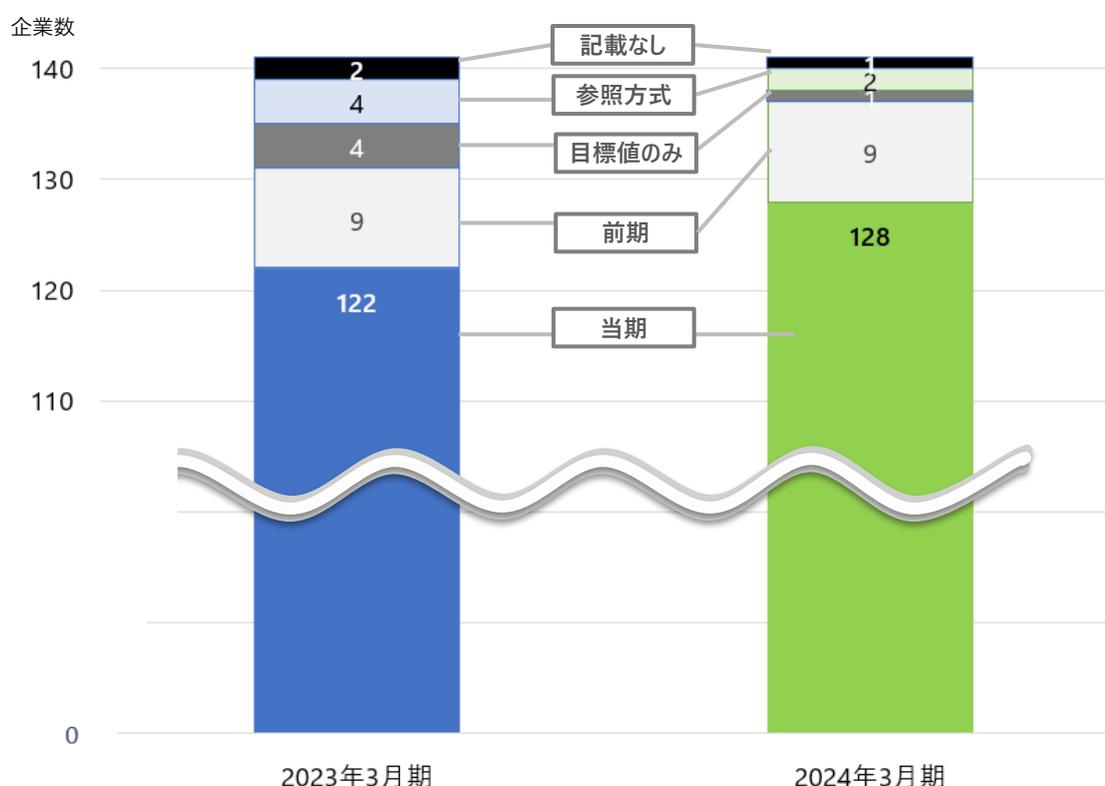
(2) 実績値の開示年度

人的資本に関連する指標について、有価証券報告書の提出までに実績値の集計が間に合わないような場合は、概算値や前年度の情報を記載することも可能とされている*21。

分析対象企業のうち、有価証券報告書の開示年度と同じ年度の実績値を開示している企業は、2023年3月期で122社、2024年3月期で128社と、直近期の実績値を開示する企業が増えている（【図表16】参照）。

なお、2023年3月期の有価証券報告書で実績値を開示していない企業（任意開示を参照していた企業や目標値のみ開示していた企業を含む）10社については、2024年3月期の有価証券報告書では6社が実績値を開示（2024年3月期の実績値5社、2023年3月期の実績値1社）しており、実績値の開示企業が増えている。

【図表16】 有価証券報告書において開示している実績値の対象年度



なお、集計にあたっては、開示している人的資本関連の実績値が指標により異なる年度となっている場合、2024年3月期の開示が含まれている場合には、2024年3月期の開示として集計している。

人的資本に関連する指標とGHG排出に関する指標では、2024年3月期の有価証券報告書における実績値の開示年度に大きな違いが見られた。人的資本関連の指標では、2024年3月期の有価証券報告書で実績値を開示している企業のうち、約9割が直近期（2024年3月期）の最新の実績値を開示しているのに対して、GHG排出では直近期の最新の実績値を開示している企業は約4割であり、1年遅れた前年度の実績値を開示している企業のほうが多い状況であった。

*21 出所：金融庁「『企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（案）』に対するパブリックコメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」（2023年1月31日）No.238等。なお、概算値や前年度の情報を開示する場合、その旨を記載し、投資家に誤解を生じさせないようにする必要があることに留意が必要である。

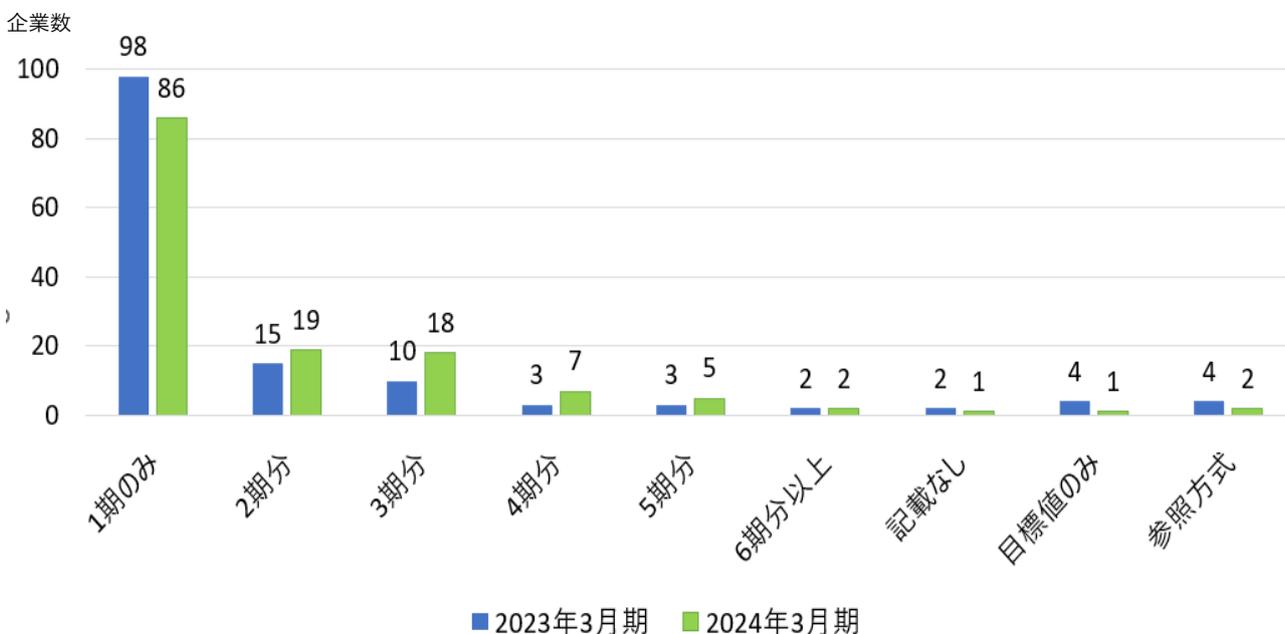
(3) 比較年度の実績の開示状況（実績値を何期分開示しているか）

人的資本関連の指標の実績値が2023年3月期及び2024年3月期の有価証券報告書において何期分開示されているか確認したところ、両年度ともに1期分のみを開示している企業が最も多かった（【図表17】参照）。

人的資本に係る戦略は、中長期にわたる取組みが多いと考えられるため、1期分のみを開示では、取組みの進捗状況が分かりづらく、比較年度の実績を含めた長期時系列での変化を開示することが有用である。この点、2023年3月期は開示府令改正初年度であったため、実績値を開示している企業の約四分の三の98社が1期分のみ開示であった。開示府令改正2年目の2024年3月期では、実績値を開示している企業のうち、1期分のみが開示が約6割の86社、2期分もしくは3期分を開示している企業がそれぞれ約1割（19社及び18社）であり、複数年度の実績値を開示する企業が増加している。

また、個社別に見ても、実績値の開示対象期間が増えている企業は32社、減っている企業は2社と、複数年度の実績値を開示する企業は増加している。

【図表17】 人的資本の指標に関する実績値を何期分開示しているか



(4) 集計範囲（バウンダリー）

指標及び目標については、基本的には連結ベースの指標及び目標を開示するとされている*22 *23。

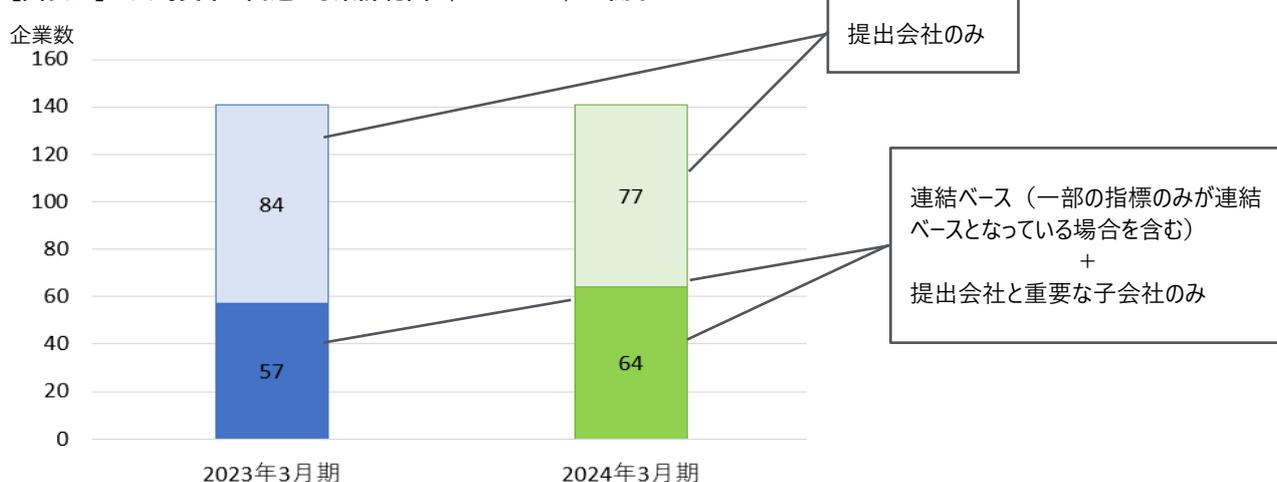
人的資本に関連する指標について、有価証券報告書の分析対象企業のうち、集計範囲（バウンダリー）を連結ベース（一部の指標のみ連結ベースを含む）、もしくは提出会社と重要な子会社を集計した指標を開示している企業は、2023年3月期で57社、2024年3月期は64社と増加している（【図表18】参照）。

内訳別に見ると、一部の指標のみ連結ベースで開示している企業や提出会社と重要な子会社を集計した指標を開示している企業の割合が高く、人的資本関連の指標のすべてを連結ベースで開示している企業は少数であった。

*22 開示府令第二号様式（記載上の注意）（30-2）において「当連結会計年度末における連結会社のサステナビリティに関する考え方及び取組の状況」と規定されている。

*23 連結グループにおける記載が困難である場合（例えば、人材育成等について、連結グループの主要な事業を営む会社において、関連する指標のデータ管理とともに、具体的な取組みが行われているが、必ずしも連結グループに属するすべての会社では行われていない等）には、その旨を記載したうえで、例えば、連結グループの主要な事業を営む会社単体（複数ある場合にはそれぞれ）又はこれらを含む一定のグループ単位の指標及び指標の開示を行うことも考えられるとされている。（出所：金融庁「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（案）」に対するパブリックコメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方（2023年1月31日）No.166、167）

【図表18】 人的資本に関連する集計範囲（バウンダリー）の開示



人的資本に関連する指標を連結ベースで開示していない企業のうち、理由を開示している企業は、2023年3月期は22社、2024年3月期は36社と増加していた。

連結ベースで開示していない理由として、以下のような理由を開示している企業が複数見られた。

- 指標については必ずしもすべての連結子会社で開示する指標のデータ管理が行われていないため、当社グループとしての記載が困難であります。このため、指標に関する目標及び実績は、当社及び当社グループにおける主要な事業を営む連結子会社のものを記載しています。
- 新人事制度の展開は、202x年度にかけてグループ全体に展開する予定であり、下記の実績は、当社単体での値となります。

令和5年度有価証券報告書レビュー結果においても、課題⑦として人的資本（人材の多様性を含む）に関する指標、目標及び実績が連結ベースの記載となっていない点が指摘されており、適切ではないと考えられる事例として、連結会社を対象とした記載が求められている中、理由等の記載もなく、提出会社の指標及び目標のみが記載されている事例が示されている。連結ベースの開示を行うことが困難な場合には、その旨、その理由、開示の対象とした範囲及び当該範囲とした理由を記載することが考えられるが、2024年3月期の分析対象企業で人的資本に関連する指標を連結ベースで開示していない企業のうち理由を開示している企業は半数弱の36社であり、今後留意が必要と思われる。

(5) 任意開示の参照

有価証券報告書の分析対象企業のうち、人的資本関連の指標について、実績値を開示していない企業は、2023年3月期は10社、2024年3月期は4社と少数であった。そのうち、任意開示を参照していた企業は、2023年3月期は4社、2024年3月期は2社であった（【図表16】参照）。

人的資本に関連する指標の開示の拡充

上記（1）から（5）の分析の通り、2024年3月期の有価証券報告書での人的資本に関連する開示は、2023年3月期と比べると開示が拡充している傾向にあることがうかがえる。

また、以下のような開示の変更を2024年3月期から行っている企業も複数あり、人的資本に対する具体的な企業の取組みと企業価値向上の関係が明確になるよう、各企業が自社の取組みを有価証券報告書において分かりやすく伝えようと工夫している状況がうかがえる。

2024年3月期での開示の変更例

- 識別した重要なサステナビリティ課題（マテリアリティ）と経営課題に対処するための企業の戦略、戦略実行のための施策、施策のKPIとなる指標との関係を一連の流れとして整理し、図表も用いて開示している。
- 人材に対する戦略の全体像を図で示したうえで、各指標及び目標について人材戦略のドライバーごとに開示している。
- セグメントごとに人材戦略について説明したうえで、設定している非財務KPIをそれぞれの戦略に紐付けて開示している。
- 人的資本に関連する指標を連結ベースで開示していないが、その理由を2024年3月期から開示している。
- 目標値だけでなく、実績値も2024年3月期から開示している。

(6) 第三者による任意保証等の有無

分析対象企業のうち有価証券報告書において、人的資本に関連する指標の実績値につき第三者による保証や検証（以下「保証等」という）を受けている旨を開示している企業は、2023年3月期ではゼロ、2024年3月期は1社であった。

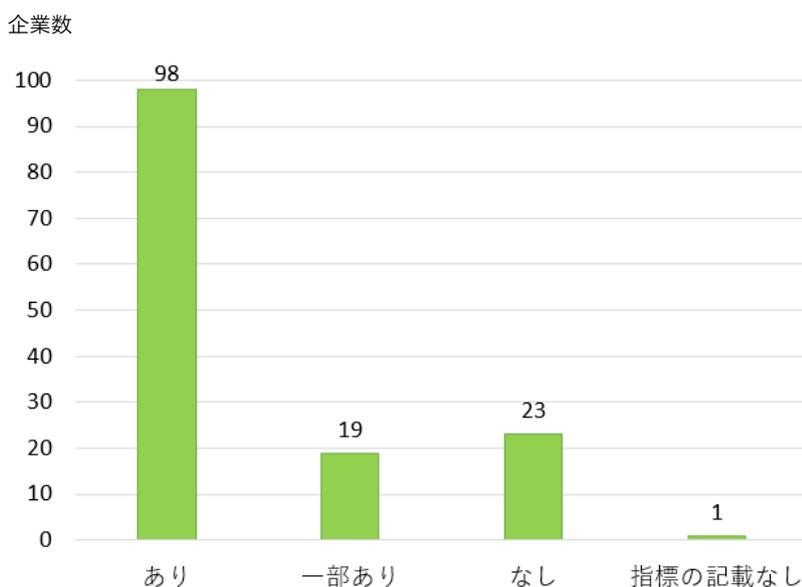
人的資本に関連する指標の実績値においても信頼性の担保のためには、第三者による保証等を受けることが有効な手段と考えられるが、任意開示で保証等を受けている旨を開示していても、有価証券報告書で保証を受けている旨を開示している企業はほとんどない状況であった。

(7) 人的資本に関する方針等の記載

開示府令では、人材の多様性の確保を含む人材の育成及び社内環境整備に関する方針を記載すること並びに記載した方針に関する指標、目標及び実績を記載することが求められている*24。

2024年3月期の有価証券報告書の分析対象企業において、人的資本に関連する指標に対応する方針や戦略の開示の有無について確認したところ、約7割の企業において指標に対応する人材育成や社内環境整備に関する方針や戦略が開示されていた（【図表19】参照）。

【図表19】 人的資本の指標に対応する方針や戦略の開示



令和5年度有価証券報告書レビュー結果においても、課題⑥として人的資本（人材の多様性を含む）に関する方針、指標、目標及び実績のいずれかの記載がない又は不明瞭である点が指摘されている。2024年3月期の分析対象企業においても、指標の開示はあるがそれに対応する人材育成や社内環境整備に関する方針や戦略の開示がない企業が約2割（一部のみある企業も含めると約3割）あり、今後留意が必要と思われる。

*24 開示府令第二号様式（記載上の注意）（30-2）c

4. SSBJ基準等により有価証券報告書で将来開示が要求される事項

2024年3月に公表された、SSBJ基準（公開草案）は、以下の3つの基準で構成されている。

- サステナビリティ開示ユニバーサル基準公開草案「サステナビリティ開示基準の適用（案）」（以下「適用基準案」という）
- サステナビリティ開示テーマ別基準公開草案第1号「一般開示基準（案）」（以下「一般基準案」という）
- サステナビリティ開示テーマ別基準公開草案第2号「気候関連開示基準（案）」（以下「気候基準案」という）

適用基準案は、SSBJ基準に準拠したサステナビリティ関連財務開示を作成し、報告する場合において基本となる事項を定めたものである。また、一般基準案は、気候以外のサステナビリティ関連のリスク及び機会について、4つの構成要素「ガバナンス、戦略、リスク管理、指標及び目標」に基づき開示することを要求しており、気候基準案は、気候関連のリスク及び機会について、同じく4つの構成要素に基づき開示することを要求している。

開示府令では、有価証券報告書の第2【事業の状況】の2【サステナビリティに関する考え方及び取組】の開示にあたり、「ガバナンス、リスク管理、戦略、指標及び目標」の4つの構成要素に基づく開示を求めており^{*25}、この点SSBJ基準と整合性のある定めとなっている。

本項では、SSBJ基準（公開草案）やISSB基準で開示が求められている「ガバナンス、リスク管理、戦略、指標及び目標」の一部の項目について、SSBJ基準適用前ではあるが、2024年3月期の有価証券報告書においてどの程度開示されているか、定量的な観点から分析する。

留意点

なお、SSBJ基準（公開草案）は2025年3月中旬に確定基準を公表することを目標として現在SSBJで審議中である。そのため、確定基準公表時には、公開草案から一部内容の変更が生じる可能性がある。また、開示状況のパーセント算出にあたっては、該当するSSBJ基準の開示要求に適切に準拠しているかどうかまでは評価しておらず、部分的あるいは形式的にでも開示要求に対応した開示がなされていると判断できる場合には、準拠しているものとみなして集計した。従って、以下の各表における開示状況のパーセントは、SSBJ基準の各要求事項に準拠している企業の割合を示すものではない。

4.1 ガバナンスの開示

4.1.1 SSBJ基準における開示要求

開示府令では、ガバナンスとは「サステナビリティ関連のリスク及び機会を監視し、及び管理するためのガバナンスの過程、統制及び手続をいう」とされている^{*26}。SSBJ基準（公開草案）でも、ガバナンスの開示目的が一般基準案と気候基準案で定められており（【図表20】参照）、ガバナンスの考え方については、開示府令とSSBJ基準に大きな違いはない。

【図表20】 SSBJ基準におけるガバナンスの開示目的

サステナビリティ全般（一般基準案8項）	気候関連（気候基準案9項）
<ul style="list-style-type: none">● ガバナンスに関するサステナビリティ関連財務開示の目的は、サステナビリティ関連のリスク及び機会をモニタリングし、管理し、監督するために企業が用いるガバナンスのプロセス、統制及び手続を理解できるようにすることにある。	<ul style="list-style-type: none">● ガバナンスに関する気候関連開示の目的は、気候関連のリスク及び機会をモニタリングし、管理し、監督するために企業が用いるガバナンスのプロセス、統制及び手続を理解できるようにすることにある。

参考：一般基準案及び気候基準案に基づきトーマツ作成

上記目的を達成するため、SSBJ基準ではガバナンスにおいて開示すべき事項が一般基準案9項及び10項、気候基準案10項及び11項で定められている（【図表21】参照）。

*25 開示府令第二号様式（記載上の注意）（30-2）

*26 開示府令第二号様式（記載上の注意）（30-2）a

また、2024年3月期の有価証券報告書では、ほとんどの企業が重要なサステナビリティ課題（マテリアリティ）として、人的資本と気候変動に関連する重要なサステナビリティ課題（マテリアリティ）を開示している（「3.1.2 重要なサステナビリティ課題（マテリアリティ）」の内容（1）有価証券報告書」参照）ことから、ガバナンスの記載パターン（気候関連のガバナンスが全般的ガバナンスと区分して開示されているか）についても分析した。

4.1.2 SSBJ基準におけるガバナンスの開示項目と有価証券報告書での開示状況

ガバナンスの開示にあたっては、サステナビリティ関連のリスク及び機会を監視、管理するためのガバナンスの過程、統制及び手続きに関する企業の具体的な取組みが伝わるよう開示が必要である。一般基準案と気候基準案で開示が求められている項目について、2024年3月期の有価証券報告書における分析対象企業での開示状況は以下であった（【図表21】参照）。

【図表21】 SSBJ基準において要求されるガバナンスの開示事項

	： 75%以上の企業で開示		： 50%以上75%未満の企業で開示
	： 25%以上50%未満の企業で開示		： 開示企業25%未満

サステナビリティ全般に関するガバナンスの開示		気候関連に関するガバナンスの開示	
(1) ガバナンス機関又は個人 (一般基準案9項)	開示 状況	(1) ガバナンス機関又は個人 (気候基準案10項)	開示 状況
① サステナビリティ関連のリスク及び機会の監督責任を負う機関の名称又は個人の役職名		① 気候関連のリスク及び機会の監督責任を負う機関の名称又は個人の役職名	
② 監督責任が機関又は個人の役割、権限及び義務などの記述及びその他の関連する方針にどのように反映されているか		② 気候関連の監督責任が機関又は個人の役割、権限及び義務などの記述及びその他の関連する方針にどのように反映されているか	
③ 戦略を監督するための適切なスキル及びコンピテンシーが利用可能かどうか又は開発する予定かどうかについての判断		③ 気候関連の戦略を監督するための適切なスキル及びコンピテンシーが利用可能かどうか又は開発する予定かどうかについての判断	
④ 機関又は個人がリスク及び機会について、どのように、どの頻度で情報を入手しているか		④ 機関又は個人が気候関連のリスク及び機会について、どのように、どの頻度で情報を入手しているか	
⑤ 企業の戦略、意思決定及びリスク管理のプロセスや関連する方針を監督するにあたり、リスク及び機会をどのように考慮しているか（リスク及び機会間のトレードオフの考慮を含む）		⑤ 企業の戦略、意思決定及びリスク管理のプロセスや関連する方針を監督するにあたり、気候関連のリスク及び機会をどのように考慮しているか（リスク及び機会間のトレードオフの考慮を含む）	
⑥ 目標設定をどのように監督し、目標達成に向けた進捗をどのようにモニタリングしているか（関連するパフォーマンス指標が報酬に関する方針に含まれているかどうか、含まれる場合、どのように含まれているか）		⑥ 気候関連の目標設定をどのように監督し、目標達成に向けた進捗をどのようにモニタリングしているか（関連するパフォーマンス指標が報酬に関する方針に含まれているかどうか、含まれる場合、どのように含まれているか）	
(2) 経営者の役割 (一般基準案10項)	開示 状況	(2) 経営者の役割 (気候基準案11項)	開示 状況
① 経営者又は委員会等への役割の委任に関する情報（委任されていない場合はその旨）		① 経営者又は委員会等への役割の委任に関する情報（委任されていない場合はその旨）	
② 経営者がリスク及び機会の監督を支援するための統制及び手続きに関する情報		② 経営者がリスク及び機会の監督を支援するための統制及び手続きに関する情報	

参考：一般基準案及び気候基準案に基づきトーマツ作成

(1) ガバナンス機関又は個人の開示状況

① リスク及び機会の監督責任を負う機関の名称又は個人の役職名^{*27}

全般的なガバナンス

サステナビリティ全般に関するガバナンスにおいて、ほとんどの企業で開示されていた。

サステナビリティ課題への取組みのために「〇〇〇委員会」を設置^{*28}している企業が多いものの、監督責任を負う機関は取締役会としている企業が多かった。取締役会以外としては、ESG担当役員や〇〇〇委員会が監督責任を負うとしている企業も見られた。

気候関連に関するガバナンス

気候関連に関するガバナンスにおいて、開示している企業は7割弱であった。

監督責任を負う機関としては、サステナビリティ全般におけるガバナンスと同様、取締役会としている企業が多かったが、気候変動に関する課題への対応に特化した委員会を設置し、当該委員会が監督責任を負う旨を開示している企業も見られた。

上記のガバナンスに共通する傾向として、取締役会が経営陣を監督している旨の開示に留まっており、具体的な監督方法については開示がない企業や、リスクに関する監督責任の開示はあるが、機会については開示がないも見られた。また、有価証券報告書の他の項目（第4【提出会社の状況】の4【コーポレート・ガバナンスの状況等】や、第2【事業の状況】の3【事業等のリスク】）を参照している事例も見られた。

令和5年度有価証券報告書レビュー結果においても、課題⑧として【サステナビリティに関する考え方及び取組】に記載すべき事項を有価証券報告書の他の箇所に記載して参照する場合において、記載上の不備があることが指摘されている。適切ではない事例として、「ガバナンス」については有価証券報告書の第4【提出会社の状況】の4【コーポレート・ガバナンスの状況等】、「リスク管理」については有価証券報告書の第2【事業の状況】の3【事業等のリスク】に記載している旨を開示しているが、実際にはこれらの参照先では「サステナビリティ関連のリスク及び機会を監視・監督するためのガバナンスの過程、統制及び手続」や、「サステナビリティ関連のリスク及び機会を識別、評価及び管理するための過程」に関する記載がない状態となっている事例が示されており、今後留意が必要と思われる。

② 監督責任が機関又は個人の役割、権限及び義務などの記述及びその他の関連する方針にどのように反映されているか

全般的なガバナンス

サステナビリティ全般に関するガバナンスにおいて、開示している企業は6割弱であった。

気候関連に関するガバナンス

気候関連に関するガバナンスにおいて、開示している企業は4割弱であった。

上記のガバナンスに共通する傾向として、企業の取組みのために設置された「〇〇〇委員会」の役割や権限及び義務などについて記述している企業が多かった。また、関連する方針への反映としては、〇〇〇〇グループサステナビリティ基本方針、〇〇〇〇グループ環境方針といった、企業のサステナビリティ対応の方針や関連する社内規程について開示記述している企業が多かった。さらに、有価証券報告書の第4【提出会社の状況】の4【コーポレート・ガバナンスの状況等】において、全社的なコーポレート・ガバナンスの中で、サステナビリティに関するコーポレート・ガバナンスがどのように位置づけられているかについて開示している企業もあった。

令和5年度有価証券報告書レビュー結果においても、課題①としてサステナビリティ関連のガバナンスに関する記載がない又は不明瞭である点が指摘されている。適切ではないと考えられる事例として、ガバナンスに関する基本的な考え方が記載されるだけに留まっており、サステナビリティ関連のリスク及び機会を監視・監督するためのガバナンスの過程、統制及び手続については記載されていない事例が示されている。上記①の取締役会が経営陣を監督している旨の開示に留まっており具体的な監督方法について開示がない事例などは、当該指摘に当てはまると思われるため留意が必要である。

^{*27} 本項目については、IFRS S1号及びIFRS S2号では開示することが明示的に要求されていないものの、主要な利用者に有用な情報を提供すると考えられたため、一般基準案及び気候基準案では開示しなければならないとされている（出所：一般基準案BC31（1）、気候基準案BC39（1））。

^{*28} 〇〇〇委員会は、「サステナビリティ委員会」「サステナビリティ推進委員会」「CSR経営戦略委員会」「グループERM委員会」など、企業によって様々であった。

③ 戦略を監督するための適切なスキル及びコンピテンシーが利用可能かどうか又は開発する予定かどうかについての判断

全般的なガバナンス

サステナビリティ全般に関するガバナンスにおいて、開示している企業は約1割であった。

気候関連に関するガバナンス

気候関連に関するガバナンスにおいて、開示している企業は1割弱であった。

ガバナンスの開示において、2024年3月期の有価証券の報告書で開示割合が最も低かったのが本項目であり、監督の実効性に関する開示が弱いことがうかがえる。開示例として、取締役の専門性に関する記述や、有価証券報告書の第4【提出会社の状況】の4【コーポレート・ガバナンスの状況等】における取締役等のスキルマトリックスを参照している事例が見られた。ただし、スキルマトリックスを参照している場合でも、スキル欄にサステナビリティの監督に特化したスキルの記載がない事例も見られた。令和5年度有価証券報告書レビュー結果においても、課題⑧として【サステナビリティに関する考え方及び取組】に記載すべき事項を有価証券報告書の他の箇所に記載して参照する場合において、記載上の不備があることが指摘されており、今後留意が必要と思われる。

④ 機関又は個人がリスク及び機会について、どのように、どの頻度で情報を入手しているか

全般的なガバナンス

サステナビリティ全般に関するガバナンスにおいて、開示している企業は7割弱であった。

気候関連に関するガバナンス

気候関連に関するガバナンスにおいて、開示している企業は約4割であった。

上記のガバナンスに共通する傾向として、「〇〇〇委員会が年2回以上開催され、取締役会に報告しております。」といった開示が多かった。頻度については、企業の取組みの状況によって「少なくとも年1回」「半年毎」「四半期毎」「毎月」など様々であった。また、「〇〇〇委員会において協議等を行うとともに、代表取締役社長を議長とする経営会議で付議・議論したうえで、取締役会に適時・適切に付議・報告しております。」などのように「適宜」「必要に応じて」「定期的に」など、具体的な頻度の記載がない開示も見られた。

⑤ 企業の戦略、意思決定及びリスク管理のプロセスや関連する方針を監督するにあたり、リスク及び機会をどのように考慮しているか

全般的なガバナンス

サステナビリティ全般に関するガバナンスにおいて、開示している企業は5割弱であった。

気候関連に関するガバナンス

気候関連に関するガバナンスにおいて、開示している企業は4割弱であった。また、気候変動に関連するリスクと機会について、戦略の区分でTCFD提言を参考にしたシナリオ分析の結果を開示している企業も多かった。

上記のガバナンスに共通する傾向として、リスクや機会を考慮している旨の記載はあるが、具体的な内容まで説明している企業は多くはなかった。また、リスクについての開示はあるが、機会をどのように考慮したか開示がない企業も見られた。

さらにリスクの考慮については、有価証券報告書の第2【事業の状況】の3【事業等のリスク】で開示している企業も複数見られた。この点については、令和5年度有価証券報告書レビュー結果においても、課題⑧として【サステナビリティに関する考え方及び取組】に記載すべき事項を有価証券報告書の他の箇所に記載して参照する場合において、記載上の不備があることが指摘されており、今後留意が必要と思われる。

また、リスクと機会のトレードオフについての開示はほとんど見られなかった。

⑥ 目標設定をどのように監督し、目標達成に向けた進捗をどのようにモニタリングしているか

全般的なガバナンス

サステナビリティ全般におけるガバナンスとして、開示している企業は約5割であった。

気候関連に関するガバナンス

気候関連に関するガバナンスとして、開示している企業は5割弱であった。

上記のガバナンスに共通する傾向として、「モニタリングを行っている」という記述に留まっている事例が多く、目標達成に向けた進捗状況のモニタリング方法まで具体的に開示している企業は多くはなかった。この点については、上記「②監督責任が機関又は個人の役割、権限及び義務などの記述及びその他の関連する方針にどのように反映されているか」でも記載の通り、令和5年度有価証券報告書レビュー結果においても、課題①としてサステナビリティ関連のガバナンスに関する記載がない又は不明瞭である点が指摘されており、今後留意が必要である。

また、サステナビリティに関連するパフォーマンス指標が報酬に関する方針に含まれていることを開示している企業も複数見られた。この場合、ガバナンスの区分には概要を記載し、有価証券報告書の第4【提出会社の状況】の4【コーポレート・ガバナンスの状況等】において詳細な評価方法を開示している企業が多かった。

(2) 経営者の役割の開示状況

① 経営者又は委員会への役割の委任に関する情報（委任されていない場合はその旨）^{*29}

全般的なガバナンス

サステナビリティ全般に関するガバナンスとして、開示している企業は6割弱であった。

気候関連に関するガバナンス

気候関連に関するガバナンスとして、開示している企業は4割弱であった。

② 経営者がリスク及び機会の監督を支援するための統制及び手続に関する情報

全般的なガバナンス

サステナビリティ全般に関するガバナンスとして、開示している企業は約5割であった。

気候関連に関するガバナンス

気候関連に関するガバナンスとして、開示している企業は約3割であった。

上記のガバナンスに共通する傾向として、経営者や経営者が関与する委員会の役割については記載があるが、どのような取組みを行っているか具体的なガバナンスのプロセスまで開示している企業は多くはなかった。この点については、上記「ガバナンス期間又は個人の開示状況」②や⑥でも記載の通り、令和5年度有価証券報告書レビュー結果において、課題①としてサステナビリティ関連のガバナンスに関する記載がない又は不明瞭である点が指摘されており、今後留意が必要である。

^{*29} 本項目については、IFRS S1号及びIFRS S2号では開示することが明示的に要求されていないものの、主要な利用者により有用な情報を提供すると考えられたため、一般基準案及び気候基準案では開示しなければならないとされている。（出所：一般基準案BC31（2）、気候基準案BC39（2））

4.1.3 ガバナンスの記載パターン

2024年3月期の有価証券報告書における、分析対象企業のガバナンスの記載パターンについて分析したところ、全般的なガバナンスに加え気候関連のガバナンスを別項目として開示している企業（【図表22】パターン3）が最も多く、約半数であった。次に多いのが全般的なガバナンスのみ開示している企業（【図表22】パターン1）であった。

【図表22】 有価証券報告書におけるガバナンスの記載パターン

ガバナンスの記載パターン	2024年3月期
1 全般的なガバナンスのみ開示	36.9%
2 全般的なガバナンスの中に、気候関連のガバナンスを明示して開示	5.7%
3 全般的なガバナンスに加え、気候関連のガバナンスを別項目として開示	51.1%
4 気候関連のガバナンスのみ開示	4.3%
5 その他	2.1%

ガバナンスの記載については、令和5年度有価証券報告書レビュー結果の課題①の留意事項においても、「例えば気候変動や人的資本に関連するリスクや機会が存在しているような場合には、全般的なガバナンスに加えて、気候変動や人的資本に関連するリスクや機会を監視・管理するためのガバナンスの過程、統制及び手続についても記載することが考えられる」との考え方が示されており³⁰、パターン3は、この指摘に沿った開示と思われる。

一方、気候基準案では、「例えば、企業は第10項及び第11項により要求される情報を提供しなければならないが、サステナビリティ関連のリスク及び機会の監督が統合的に管理されている場合、サステナビリティ関連のリスク及び機会のそれぞれについての個別の開示ではなく、統合されたガバナンスの開示を提供することにより繰り返しを避けることになる」とされており（気候基準案12項）、パターン1はこの考え方に沿った開示と思われる。

しかし、気候関連のガバナンスを全般的なガバナンスと別項目（パターン3）としながらも、「全般的なガバナンスを参照」としている開示や、全般的なガバナンスと区分していない（パターン1）の場合でも、気候関連のガバナンスが全般的なガバナンスと統合的に行われているのかが、開示している情報からは分からない企業も見られた。気候変動対応については、そのリスクや機会の性質から、全般的なサステナビリティとは異なるガバナンスの体制やリスク管理を行っている企業も多いことを踏まえると、どちらの開示パターンをとるにせよ、気候関連のガバナンスについての情報が有価証券報告書の読み手に伝わるような開示を行うことが、今後の検討課題と思われる。

*30 出所：金融庁「令和5年度有価証券報告書レビューの審査結果及び審査結果を踏まえた留意すべき事項等」P.17「法令等に準拠した開示を行うにあたって留意すべき事項」

4.2 リスク管理の開示

4.2.1 SSBJ基準における開示要求

開示府令では、リスク管理とは「サステナビリティ関連のリスク及び機会を識別し、評価し、及び管理するための過程」をいう^{*31}とされている。SSBJ基準（公開草案）でも、リスク管理の開示目的が一般基準案と気候基準案で定められており（【図表23】参照）、リスク管理の考え方については、開示府令とSSBJ基準に大きな違いはない。

【図表23】 SSBJ基準におけるリスク管理の開示目的

サステナビリティ全般（一般基準案29項（1）（2））	気候関連（気候基準案40項）
<ul style="list-style-type: none">● サステナビリティ関連のリスク及び機会を識別し、評価し、優先順位付けし、モニタリングするプロセス（それらのプロセスが全体的なリスク管理プロセスに統合され、用いられているかどうか、また、統合され、用いられている場合、その統合方法及び利用方法を含む）を理解すること。● 企業の全体的なリスク・プロファイル及び全社的なリスク管理プロセスを評価すること。	<ul style="list-style-type: none">● 気候関連のリスク及び機会を識別し、評価し、優先順位付けし、モニタリングするプロセス（それらのプロセスが全体的なリスク管理プロセスに統合され、用いられているかどうか、また、統合され、用いられている場合、その統合方法及び利用方法を含む）を理解できるようにすることにある。

参考：一般基準案及び気候基準案に基づきトーマツ作成

上記目的を達成するため、SSBJ基準ではリスク管理において開示すべき事項が一般基準案30項、気候基準案41項で定められている（【図表24】参照）。本項では、SSBJ基準適用前ではあるが、有価証券報告書におけるリスク管理の開示において将来開示が要求されると思われる一般基準案や気候基準案について、2024年3月期の有価証券報告書においてどの程度開示がされているかについて分析した。

また、ガバナンスと同様にリスク管理の記載パターン（気候関連のリスク管理が全般的リスク管理と区分して開示されているか）についても分析した。

*31 開示府令第二号様式（記載上の注意）（30-2）a

4.2.2 SSBJ基準におけるリスク管理の開示項目と有価証券報告書での開示状況

リスク管理の開示にあたり、サステナビリティ関連のリスク及び機会を識別、評価及び管理するための過程について記載する必要がある。一般基準案と気候基準案で開示として求められている項目について、2024年3月期の有価証券報告書における分析対象企業の開示は以下であった（【図表24】参照）。

【図表24】 SSBJ基準において要求されるリスク管理の開示事項

開示状況

- : 75%以上の企業で開示
- : 50%以上75%未満の企業で開示
- : 25%以上50%未満の企業で開示
- : 開示企業25%未満

サステナビリティ全般に関するリスクの開示		気候関連に関するリスクの開示	
【リスク管理】 (一般基準案30項)	開示 状況	【リスク管理】 (気候基準案41項)	開示 状況
(1) サステナビリティ関連のリスクを識別し、評価し、優先順位付けし、モニタリングするために用いるプロセス及び関連する方針		(1) 気候関連のリスクを識別し、評価し、優先順位付けし、モニタリングするために用いるプロセス及び関連する方針	
① インプット等の情報		① インプット等の情報	
② リスクの識別にシナリオ分析を使っているかどうか、使っている場合は使用方法		② リスクの識別にシナリオ分析を使っているかどうか、使っている場合は使用方法	
③ リスクの影響の性質、発生可能性及び規模の評価方法		③ リスクの影響の性質、発生可能性及び規模の評価方法	
④ リスクの優先順位付けに関する情報		④ リスクの優先順位付けに関する情報	
⑤ リスクのモニタリング方法		⑤ リスクのモニタリング方法	
⑥ プロセス変更の有無と変更内容		⑥ プロセス変更の有無と変更内容	
(2) サステナビリティ関連の機会を識別し、評価し、優先順位付けし、モニタリングするために用いるプロセス		(2) 気候関連の機会を識別し、評価し、優先順位付けし、モニタリングするために用いるプロセス	
		① 機会の識別にシナリオ分析を使っているかどうか、使っている場合は使用方法	
(3) サステナビリティ関連のリスク及び機会を識別し、評価し、優先順位付けし、モニタリングするために用いるプロセスが、全体的なリスク管理プロセスに統合され、用いられている程度、並びにその統合方法及び利用方法		(3) 気候関連のリスク及び機会を識別し、評価し、優先順位付けし、モニタリングするために用いるプロセスが、全体的なリスク管理プロセスに統合され、用いられている程度、並びにその統合方法及び利用方法	

参考：一般基準案及び気候基準案に基づきトーマツ作成

(1) リスクを識別し、評価し、優先順位付けし、モニタリングするために用いるプロセス及び関連する方針の開示状況

① インプット等の情報

全般的なリスク管理

サステナビリティ全般に関するリスク管理において、開示している企業は約4割であった。

気候関連に関するリスク管理

気候関連に関するリスク管理において、開示している企業は約4割であった。

インプット等の情報としては、例えばデータの情報源や当該プロセスの対象となる事業の範囲に関する情報などがあるが、上記のリスク管理に共通する傾向として、具体的なデータの情報源まで記載している企業は多くはなかった。

② リスクのシナリオにシナリオ分析を使っているかどうか、使っている場合は使用方法

全般的なリスク管理

サステナビリティ全般に関するリスク管理において、開示している企業は3割弱であった。

ただし、これは気候関連のリスク管理を全般的なリスク管理に含めて開示している企業が含まれているためであり（詳細は「4.2.3 リスク管理の記載パターン」参照）、気候関連以外でシナリオ分析を使っている旨を開示している企業はわずかであった。気候関連以外の事例としては、生物多様性への対応としてシナリオ分析を行っている開示例^{*32}などが見られた。

気候関連に関するリスク管理

気候関連に関するリスク管理において、開示している企業は約7割であった。

2024年3月期の有価証券の報告書の気候関連のリスク管理の開示において、開示割合が最も高かったのが本項目である。多くの企業が、気候変動に伴うリスクについてシナリオ分析の結果を開示していることがうかがえる。なお、シナリオ分析の結果については、戦略の区分で詳細を開示している企業も多く見られた。また、採用しているシナリオは、1.5°Cシナリオ、4°Cシナリオを採用している企業が多く、それ以外には、2°Cシナリオなどを採用している企業もあった。また、TCFD提言において推奨されている2°C以下の世界を含む、複数のシナリオ分析の結果を開示している企業が多かった。

③ リスクの影響の性質、発生可能性及び規模の評価方法

全般的なリスク管理

サステナビリティ全般に関するリスク管理において、開示している企業は約5割であった。

気候関連に関するリスク管理

気候変動に関するリスク管理において、開示している企業は約6割であった。

リスクの影響の性質、発生可能性及び規模の評価方法に関する情報とは、例えば定性的要因、定量的閾値又はその他の基準を考慮しているかどうかの情報などがある。上記のリスク管理に共通する傾向として、詳細は有価証券報告書の他の項目等を参照としている企業が多く見られた。具体的には、全般的なリスク管理では、詳細については有価証券報告書の第2【事業の状況】の3【事業等のリスク】を参照している企業が多く見られた。また気候関連に関するリスク管理では、ガバナンスではなく戦略の区分を参照先とし、シナリオ分析の結果と併せて開示している企業が多く見られた。

④ リスクの優先順位付けに関する情報

全般的なリスク管理

サステナビリティ全般に関するリスク管理において、開示している企業は約5割であった。

気候関連に関するリスク管理

気候関連に関するリスク管理において、開示している企業は約5割であった。

⑤ リスクのモニタリング方法

全般的なリスク管理

サステナビリティ全般に関するリスク管理において、開示している企業は約7割であった。

気候関連に関するリスク管理

気候関連に関するリスク管理において、開示している企業は7割弱であった。

^{*32} 生物多様性への対応の開示事例として、「当社グループの事業活動が生物多様性に与える影響を把握するため、2022年11月にTNFDが発表した『TNFD自然関連リスクと機会管理・情報開示フレームワークベータ版v0.3』を参考に、LEAPアプローチを用いた自然関連リスク・機会評価をトライアル実施いたしました。（日清食品ホールディングス株式会社）」などの事例が見られた。

上記④⑤のリスク管理に共通する傾向として、重要なリスクの特定に至る過程や重要なサステナビリティ課題（マテリアリティ）の特定プロセスやモニタリング方法について、「〇〇〇委員会での審議を経て、取締役会で定期的にレビューし、随時見直しを行っています。」など、簡潔に開示している企業と、具体的なプロセス等について詳細に開示している企業に分かれた。また、リスクの優先付けについては、戦略で詳細を開示している企業も多く見られた。

⑥ プロセス変更の有無と内容変更

全般的なリスク管理

サステナビリティ全般に関するリスク管理において、開示している企業は約2割であった。

気候関連に関するリスク管理

気候関連に関するリスク管理において、開示している企業は2割弱であった。

2024年3月期の有価証券の報告書において、開示割合が低かったのが本項目である（全般的なリスク管理では、最も開示割合が低く、気候関連に関するリスク管理では2番目に開示割合が低い項目であった）。開示がないのは、企業がリスクを識別し、評価し、優先付けし、モニタリングするためのプロセスが、前報告期間と比較して変更がないためとも推測されるが、ほとんどの企業において変更の有無についても開示がないため、情報の利用者にとってはこの点が分かりづらい開示となっている。当該プロセスの変更の有無は、投資家にとっても重要な情報であるため、プロセスの変更のない場合は、その旨を開示することが有用と思われる。

令和5年度有価証券報告書レビュー結果においても、課題②として、サステナビリティ関連のリスクを識別、評価及び管理するための過程に関する記載がない又は不明瞭である点が指摘されている。上記①から⑥に関連し、リスク及び機会を識別、評価及び管理するための過程について記載が必要である点は留意が必要だろう。現状、「リスク管理を行っている旨」の記載に留まっているような企業においては、具体的なプロセス等について開示を行うよう見直しが必要である。

(2) 機会を識別し、評価し、優先順位付けし、モニタリングするために用いるプロセス

全般的なリスク管理

サステナビリティ全般に関するリスク管理において、開示している企業は5割弱であった。

気候関連に関するリスク管理

気候関連に関するリスク管理において、開示している企業は約1割であった。2024年3月期の有価証券報告書における気候関連に関するリスク管理で、開示割合が最も低かったのが本項目であり、気候関連に関する機会を識別し、評価し、優先順位付けし、モニタリングするためのプロセスの開示が弱いことがうかがえる。

また、気候基準案では、当該プロセスに関する情報として気候関連のシナリオ分析の利用の有無（利用している場合はその利用方法）の開示も求められている（気候基準案41項（2）①②）が、気候関連のシナリオ分析を行っている企業のうち、機会の識別にシナリオ分析を用いている旨を開示している企業は、約5割であった。

なお、TCFD提言ではリスク管理に関連するプロセスに焦点を当てているが、ISSB基準（IFRS S1号及びIFRS S2号）及びSSBJ基準案では、リスクのみならず機会を含むように開示を拡張している点に留意が必要である。これは、リスク及び機会は同じ不確実性の源泉からもたらされるか又はそれに関連している可能性があるとの考えから、機会についても含めたもの（一般基準案30項（2）、BC52、気候基準案41項）である。

さらに、リスク管理における機会の開示について、令和5年度有価証券報告書レビュー結果においても、課題③として、サステナビリティ関連の機会を識別、評価及び管理するための過程に関する記載がない点が指摘されており、今後留意が必要である。

- (3) リスク及び機会を識別し、評価し、優先順位付けし、モニタリングするために用いるプロセスが、全体的なリスク管理プロセスに統合され、用いられている程度、並びにその統合方法及び利用方法

全般的なリスク管理

サステナビリティ全般に関するリスク管理において、開示している企業は6割弱であった。

気候関連に関するリスク管理

気候関連に関するリスク管理において、開示している企業は6割弱であった。

上記リスク管理に共通する傾向として、全社的なリスク管理プロセスに統合されている旨、簡潔に開示している企業が多く、具体的な統合方法や利用方法まで踏み込んで開示している企業は多くはなかった。

4.2.3 リスク管理の記載パターン

2024年3月期の有価証券報告書における、分析対象企業のリスク管理の記載パターンについて分析したところ、全般的なリスク管理に加え気候関連のリスク管理を別項目として開示している企業（【図表25】パターン3）が最も多く、約半数であった。次に多いのが全般的なリスク管理のみ開示している企業（【図表25】パターン1）であった。

【図表25】 有価証券報告書におけるリスク管理の記載パターン

リスク管理の記載パターン	2024年3月期
1 全般的なリスク管理のみ開示	22.0%
2 全般的なリスク管理の中に、気候関連のリスク管理を明示して開示	14.9%
3 全般的なリスク管理に加え、気候関連のリスク管理を別項目として開示	53.9%
4 気候関連のリスク管理のみ開示	6.4%
5 その他	2.8%

リスク管理の記載については、金融庁による令和5年度有価証券報告書レビュー結果においても、「例えば気候変動や人的資本に関連するリスクや機会が存在しているような場合には、全般的なリスク管理に加えて、気候変動や人的資本に関連するリスクや機会を識別、評価及び管理するためのガバナンスの過程、統制及び手続についても記載することが考えられる」との考え方が示されており*33、パターン3は、この指摘を踏まえた開示に該当すると思われる。

一方、気候基準案では、「例えば、企業は第41項により要求される情報を提供しなければならないが、サステナビリティ関連のリスク及び機会の監督が統合的に管理されている場合、サステナビリティ関連のリスク及び機会のそれぞれについての個別の開示ではなく、統合されたリスク管理の開示を提供することにより繰り返しを避けることになる」とされており（気候基準案42項）、パターン1はこの考え方に沿った開示とも思われる。

しかし、ガバナンスの開示「4.1 ガバナンスの開示」と同様に、気候関連のリスク管理を全般的なリスク管理と別項目（パターン3）としながらも、「全般的なリスク管理を参照」としている開示や、全般的なリスク管理と区分していない（パターン1）の場合でも、気候関連のリスク管理が全般的なリスク管理と統合的に行われているのかどうか、開示情報からは分からない企業も見られた。気候変動対応については、そのリスクや機会の性質から、全般的なサステナビリティとは異なるガバナンスの体制やリスク管理を行っている企業も多いことを踏まえると、どちらの開示パターンをとるにせよ、気候関連のリスク管理についての情報が有価証券報告書の読み手に伝わるような開示を行うことが、今後の検討課題と思われる。

*33 出所：金融庁「令和5年度有価証券報告書レビューの審査結果及び審査結果を踏まえた留意すべき事項等」P.20「法令等に準拠した開示を行うにあたって留意すべき事項」

4.3 戦略の開示（気候関連）

4.3.1 SSBJ基準における開示要求

開示府令では、ガバナンス及びリスク管理については、有価証券報告書の第2【事業の状況】の2【サステナビリティに関する考え方及び取組】の必須記載事項とされ、戦略と、指標及び目標については重要なものについて記載することとされている*34。戦略とは「短期、中期及び長期にわたり連結会社の経営方針・経営戦略等に影響を与える可能性があるサステナビリティ関連のリスク及び機会に対処するための取組をいう」とされている*35。

SSBJ基準（公開草案）でも、戦略の開示目的が一般基準案と気候基準案で定められており（【図表26】参照）、戦略の考え方については、開示府令とSSBJ基準に大きな違いはない。

【図表26】 SSBJ基準におけるリスク管理の開示目的

サステナビリティ全般（一般基準案11項）	気候関連（気候基準案13項）
● サステナビリティ関連のリスク及び機会を管理する企業の戦略を理解できるようにすることにある。	● 気候関連のリスク及び機会を管理する企業の戦略を理解できるようにすることにある。

参考：一般基準案及び気候基準案に基づきトーマツ作成

上記目的を達成するため、SSBJ基準では戦略において開示すべき事項が一般基準案12項及び13項、気候基準案14項及び15項で定められている。本項では、SSBJ基準適用前ではあるが、有価証券報告書における気候関連の戦略の開示において、気候基準案により将来開示が要求される項目が、2024年3月期の有価証券報告書においてどの程度開示がされているか分析した。

なお、サステナビリティ情報には、環境、社会、従業員、人権の尊重、腐敗防止、贈収賄防止、ガバナンス、サイバーセキュリティ、データセキュリティなど様々な事項が含まれると考えられる*36が、各企業において経営方針・経営戦略などに重要な影響を与える事項は異なると考えられる。そのため戦略の分析においては、企業間の開示状況の比較が可能な気候基準案の開示要求事項を対象とした。

また、2024年3月期は有価証券報告書における第2【事業の状況】の2【サステナビリティに関する考え方及び取組】の開示が定められてからまだ2年目であるため、気候基準案で開示を求める戦略のすべての項目ではなく、比較的開示が進んでいると思われる項目に絞って分析を行うこととした（【図表27】参照）。

*34 開示府令第二号様式（記載上の注意）（30-2）a、b、c

*35 開示府令第二号様式（記載上の注意）（30-2）b

*36 出所：開示原則別添

4.3.2 SSBJ基準における気候関連の戦略の開示項目と有価証券報告書での開示状況

気候関連の戦略の開示にあたっては、気候関連のリスク及び機会を管理する企業の戦略を理解できるように記載する必要がある。気候基準案で開示が求められている項目のうち、分析の対象とした項目の2024年3月期の有価証券報告書での開示の状況は以下であった（【図表27】参照）。

【図表27】

開示状況

: 75%以上の企業で開示
 : 50%以上75%未満の企業で開示
 : 25%以上50%未満の企業で開示
 : 開示企業25%未満

気候関連に関する戦略の開示 (気候基準案14項～39項) から一部抜粋	開示状況
企業の見通しに影響を与えると見込み得る気候関連のリスク及び機会の財務的影響 (14項 (3)) (21項から27項参照)	-
① 現在の財務的影響 (定量的情報) (21項 (1)、22項、25項)	
現在の財務的影響 (定性的情報) (21項 (1)、22項、27項 (2))	
② 予想される財務的影響 (定量的情報) (21項 (2)、22項、25項)	
予想される財務的影響 (定性的情報) (21項 (2)、22項、27項 (2))	
③ 移行計画 企業の見通しに影響を与えると見込み得る気候関連のリスク及び機会について、企業の戦略及び意思決定 (気候関連の移行計画を含む) にどのように対応してきたか、また、今後対応する計画であるか (14項 (4)、28項から29項参照)	
④ 気候レジリエンスの評価 (14項 (5)、39項)	

参考：気候基準案に基づきトーマツ作成

① 気候関連のリスク及び機会の財務的影響 (現在)

現在の財務的影響の定量的情報を開示している企業は約1割、定性的情報を開示している企業は3割弱であった。

② 気候関連のリスク及び機会の財務的影響 (予想)

予想される将来の財務的影響の定量的情報を開示している企業は約2割、定性的情報を開示している企業は約6割であった。

財務的影響については、現在及び予想ともに定量的情報として炭素税の増加の影響や環境関連投資予定額などについて開示している企業が見られたが、定性的な情報に比べると定量的な情報を開示している企業は少なかった。

定量的情報を開示する場合、単一の数値又は数値の範囲を開示することができることとされているため (気候基準案25項)、影響度を大中小に区分して開示している企業も複数見られた。この場合、大中小の金額的定義を開示している企業としていない企業があった。

定性的情報としては、シナリオ分析を実施し、識別した気候関連のリスクと機会別に事業へのインパクト (大中小) と影響時期 (短期・中期・長期) を表に整理し、それに対する企業の具体的な対応策、取組状況について開示している企業が多かった。なお、定量的情報を開示していない理由を開示 (気候基準案27項 (1)) している企業はほとんど見られなかった。また、短期・中期・長期の定義を開示している企業としていない企業があった。

③ 移行計画

企業の戦略及び意思決定において、気候関連のリスク及び機会にどのように対応してきたか、また、今後対応する計画であるかについて、開示している企業は約4割であった。内容としては、移行計画としてGHG排出目標などの気候関連の目標と当該目標を達成するための計画などを開示している企業が多かった。

移行計画については、投資家等の情報の利用者が、移行計画の信頼性を評価し、企業間の比較を行ううえで、企業の気候関連の移行計画を支える仮定及び依存関係を理解できるよう、計画の作成に用いた主要な仮定並びに計画を実現するうえで不可欠な要因及び条件に関する情報などを開示しなければならないとされている（気候基準案29項（3）、BC62）。2024年3月期の有価証券報告書で移行計画を開示している企業のうち、計画の作成に用いた主要な仮定を開示している企業は多かったが、計画を実現するうえで不可欠な要因や条件に関する情報を具体的に開示している企業は多くはなかった。

④ 気候レジリエンスの評価

気候レジリエンスの評価を開示している企業は4割弱であった。

気候レジリエンスとは、気候関連の変化、進展又は不確実性に対応する企業の能力をいう（気候基準案5（2））。気候レジリエンスの評価は、報告期間ごとに実施しなければならないとされ、企業は、実施したシナリオ分析の手法及び実施時期と、報告期間の末日における気候レジリエンスの評価を開示しなければならないとされている（気候基準案30項、31項）。

2024年3月期の有価証券報告書では、「レジリエンスの向上に努めています」などの簡潔な記述に留まっている開示など、シナリオ分析の手法や具体的な評価についての開示がない企業も見られ、今後の検討課題と思われる。

なお、令和5年度有価証券報告書レビュー結果において、課題⑤としてサステナビリティ関連のリスク及び機会の記載がない又は不明瞭なため、サステナビリティに関する戦略並びに指標及び目標に関する記載が不明瞭である点が指摘されている。適切ではないと考えられる事例として、会社は取組みや指標及び目標の内容を記載するだけに留まっており、対応するサステナビリティ関連のリスク及び機会の内容について記載していない事例が示されているので留意が必要である。

4.4 指標及び目標の開示（気候関連）

4.4.1 SSBJ基準における開示要求

開示府令では、ガバナンス及びリスク管理については、有価証券報告書の第2【事業の状況】の2【サステナビリティに関する考え方及び取組】の必須記載事項とされ、戦略と、指標及び目標については重要なものについて記載することとされている*37。指標及び目標とは、「サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する連結会社の実績を長期的に評価し、管理し、及び監視するために用いられる情報をいう」とされている*38。

SSBJ基準（公開草案）でも、指標及び目標の開示目的が一般基準案と気候基準案で定められており（【図表28】参照）、指標及び目標の考え方については、開示府令とSSBJ基準に大きな違いはない。

【図表28】 SSBJ基準における指標及び目標の開示目的

サステナビリティ全般（一般基準案31項）	気候関連（気候基準案43項）
● サステナビリティ関連のリスク及び機会に関連する企業のパフォーマンスを理解できるようにすることにある。	● 気候関連のリスク及び機会に関連する企業のパフォーマンスを理解できるようにすることにある。

参考：一般基準案及び気候基準案に基づきトーマツ作成

上記目的を達成するため、SSBJ基準では指標及び目標において開示すべき事項が一般基準案33項から40項、気候基準案44項から46項で定められている。本項では、SSBJ基準適用前ではあるが、有価証券報告書における気候関連の指標及び目標の開示において、気候基準案により将来開示が要求される指標のうち、GHG排出のScope1、Scope2、Scope3の測定に関する基本的な要求事項が、2024年3月期の有価証券報告書においてどの程度開示がされているか分析する。

なお、今回の分析においては、「4.3 戦略の開示（気候関連）」と同様の理由により、気候基準案の開示要求事項を分析対象とし、比較的開示が進んでいると思われる項目である産業横断的指標に絞って分析を行うこととした（【図表29】参照）。

*37 開示府令第二号様式（記載上の注意）（30-2）a、b、c

*38 開示府令第二号様式（記載上の注意）（30-2）b

4.4.2 SSBJ基準における気候関連の指標及び目標の開示項目と有価証券報告書での開示状況

気候関連の指標及び目標の開示にあたっては、気候関連のリスク及び機会に関連する企業のパフォーマンスを理解できるように記載する必要がある。この目的を達成するため、指標及び目標において、(1) 産業横断的指標等、(2) 産業別の指標、(3) 目標を開示しなければならないとされている（気候基準案44項）。

気候基準案では、企業が関連する産業別の指標*39のうち、主なものを開示しなければならないとされている（気候基準案89項）。気候基準案で開示が求められている項目のうち、2024年3月期の有価証券報告書における産業横断的指標の開示は以下であった（【図表29】参照）。

【図表29】

開示状況

- : 75%以上の企業で開示
- : 50%以上75%未満の企業で開示
- : 25%以上50%未満の企業で開示
- : 開示企業25%未満

気候関連に関する指標及び目標の開示 (気候基準案44項～101項) から一部抜粋	開示状況
(1) 産業横断的指標等 (44項 (1)、46項)	-
① GHG排出 (46項 (1)) (49項～79項参照)	
② 気候関連の移行リスク (46項 (2)) (80項参照)	
・ 移行リスクに対して脆弱な資産又は事業活動の金額及びパーセンテージ (80項 (1))	
・ 移行リスクに対して脆弱な資産又は事業活動の規模に関する情報 (80項 (2))	
③ 気候関連の物理的リスク (46項 (3)) (81項参照)	
・ 物理的リスクに対して脆弱な資産又は事業活動の金額及びパーセンテージ (81項 (1))	
・ 物理的リスクに対して脆弱な資産又は事業活動の規模に関する情報 (81項 (2))	
④ 気候関連の機会 (46項 (4)) (82項参照)	
・ 気候関連の機会と整合した資産又は事業活動の金額及びパーセンテージ (82項 (1))	
・ 気候関連の機会と整合した資産又は事業活動の金額の規模に関する情報 (82項 (2))	
⑤ 資本投下 (46項 (5)) (83項参照)	
・ 気候関連のリスク及び機会に投下された資本的支出、ファイナンス又は投資の金額 (83項)	
⑥ 内部炭素価格 (46項 (6)) (84項～86項参照)	
・ 意思決定に用いている、あるいは意思決定に用いてない旨の開示 (84項 (1) (2))	
⑦ 報酬 (46項 (5)) (87項～88項参照)	
・ 気候関連の評価が役員報酬に組み込まれている、あるいは組み込まれていない旨の開示 (87項 (1) (2))	

参考：一般基準案及び気候基準案に基づきトーマツ作成

*39 上記①から⑦の産業的横断指標等（気候基準案46項）の定めは、TCFDが2021年に公表した「指標、目標及び移行計画に関するガイダンス」において、開示推奨項目として示されたものである（気候基準案BC94）

(1) 産業横断的指標等に関する開示

2024年3月期の有価証券報告書では、上記①のGHG排出については、ほとんどの企業で何らかの開示をしていた。一方、上記②～⑥については、開示企業数は多くないものの、開示を行っている企業では、戦略の区分において気候関連のシナリオ分析の結果と併せて、企業の取組状況を詳細に開示している企業も見られ、開示の二極化が進んでいることがうかがえる。また、⑦の報酬の開示では、有価証券報告書の第4【提出会社の状況】の4【コーポレート・ガバナンスの状況等】において、詳細を開示している企業も多く見られた。産業的指標等の開示については、2024年3月期の有価証券報告書において、SSBJ基準の適用を見据えた先進的な開示に取組んでいる企業も出てきていることがうかがえる。

① GHG排出

気候変動に関し重要性が高いと考えられる指標として、GHG排出がある。GHG排出については、「3.2.2 気候変動に関する指標及び目標（GHG排出）の開示」において、2024年3月期の有価証券報告書における、(1) 実績値の開示状況、(2) 実績値の開示年度、(3) 比較年度の実績値の開示状況（実績値を何期分開示しているか）、(4) 集計範囲（バウンダリー）、(5) 任意開示の参照、(6) 第三者による保証等の有無についての開示の状況について分析を行っているが、7割超の企業が何らかの形でGHG排出の実績値の開示を行っている。

本項では、2024年3月期のGHG排出の開示が、気候基準案で求められているScope1、Scope2、Scope3の区分別開示、Scope2の測定方法の開示、Scope3のカテゴリ別開示について定量的な観点から分析する。詳細については、次の「4.4.3 気候変動（GHG排出）の開示」を参照されたい。

② 気候関連の移行リスクに対して脆弱な資産又は事業活動

気候基準案では、気候関連の移行リスクに対して脆弱な資産又は事業活動に関し、金額及びパーセンテージ、又は規模に関する情報の少なくともいずれかの事項を開示しなければならないとしている（気候基準案80項（1）（2））。分析対象企業の2024年3月期の有価証券報告書において、金額及びパーセンテージを開示している企業は約1割、規模に関する情報を開示している企業は約3割であり、両方を開示している企業は約1割であった。また、それ以外の気候関連の移行リスクに対して脆弱な資産又は事業活動に関する情報を開示している企業は約2割であった。

③ 気候関連の物理的リスクに対して脆弱な資産又は事業活動

気候基準案では、気候関連の物理的リスクに対して脆弱な資産又は事業活動に関し、金額及びパーセンテージ、又は規模に関する情報の少なくともいずれかを開示しなければならないとしている（気候基準案81項（1）（2））。分析対象企業の2024年3月期の有価証券報告書において、金額及びパーセンテージを開示している企業は約1割、規模に関する情報を開示している企業は約3割であり、両方を開示している企業は1割弱であった。また、それ以外の気候関連の物理的リスクに対して脆弱な資産又は事業活動に関する情報を開示している企業は約2割であった。

「気候関連のリスク」とは、気候変動が企業に与える、潜在的なネガティブな影響をいい、気候関連の物理的リスクと移行リスクに分類される（気候基準案4項（1））。

上記②の「気候関連の移行リスク」とは、低炭素経済に移行する取組みから生じるリスクをいい、政策、法律、技術、市場及びレピュテーション・リスクが含まれる（気候基準案4項（3））。例えば、化石燃料エネルギー及び関連する物理的資産から離れる動きや、よりクリーンでエネルギー効率の高い技術の活用を増加又は加速させる取組み、GHG排出を最小限にすることを目的とした新たな規制による市場の変化や、低炭素の製品及びサービスを選好する市場のニーズの変化が含まれる可能性があるとしてされている（気候基準案BC25）。

上記③の「気候関連の物理的リスク」とは、気候変動によりもたらされるリスクで、事象を契機とすることがあるもの（急性の物理的リスク）又は気候パターンの長期的な変化によるもの（慢性の物理的リスク）をいう（気候基準案4項（2））。急性の物理的リスクは、極端な気温変化、降雨などの事象によって生じると考えられ、例えば、異常気温、台風又は豪雨は、事業、施設、サプライチェーン、輸送ニーズ又は従業員の安全に影響を与え、結果として企業のキャッシュ・フロー、当該企業のファイナンスへのアクセス又は資本コストに影響を与える可能性がある。慢性の物理的リスクは、平均気温の上昇、降雨パターンの変化、海面の上昇など、より長期的な要因から生じると考えられ、例えば、海面上昇による事業又は施設に対する影響など、より長期的な財務的影響をもたらす可能性があるとしてされている（気候基準案BC24（1）（2））。

④ 気候関連の機会と整合した資産又は事業活動

気候基準案では、気候関連の機会と整合した資産又は事業活動に関し、金額及びパーセンテージ、又は規模に関する情報の少なくともいずれかの事項を開示しなければならないとしている（気候基準案82項（1）（2））。分析対象企業の2024年3月期の有価証券報告書において、気候関連の機会と整合した資産又は事業活動に関し、金額及びパーセンテージを開示している企業は分析対象企業の1割弱、規模に関する情報を開示している企業は約2割、両方を開示している企業は1割弱、それ以外の気候関連の機会と整合した資産又は事業活動に関する情報を開示している企業は約2割であった。

「気候関連の機会」とは、企業にとっての、気候変動から生じる潜在的なポジティブな影響をいい（気候基準案4項（4））、例えば、消費者のニーズ又は選好の変化に応じて、自社ブランドの評判を高める新製品及び新サービスを開発することなどが考えられる（気候基準案BC27）。

⑤ 気候関連のリスク及び機会に投下された資本的支出、ファイナンス又は投資の金額

気候基準案では、気候関連のリスクと機会に投下された資本的支出、ファイナンス又は投資の金額を開示しなければならないとしている（気候基準案83項）。分析対象企業の2024年3月期の有価証券報告書において、気候関連のリスク及び機会に投下された資本的支出、ファイナンス又は投資の金額について、開示している企業は1割弱であった。

⑥ 内部炭素価格

気候基準案では、内部炭素価格を意思決定に用いている場合、内部炭素価格の適用方法（投資判断、移転価格及びシナリオ分析）や、GHG排出に係るコストの評価に用いている内部炭素価格に関する情報を開示することとしている（気候基準案84項（1））。また、内部炭素価格を意思決定に用いていない場合、その旨を開示することとしている（気候基準案84項（2））。

分析対象企業の2024年3月期の有価証券報告書において内部炭素価格を投資意思決定等に用いている旨を開示している企業は約1割の17社であった。そのうち、内部炭素価格の定量情報を開示している企業は8社であった。内部炭素価格について意思決定に用いていない旨を開示している企業はなかった。

また、シナリオ分析において2割弱の企業が、移行リスクにおいて内部炭素化価格の影響を考慮している旨の開示をしていた。これらの企業においては、リスク対応の取組みにおいて、内部炭素価格をどのように考慮しているか説明がない企業も見られた。

⑦ 報酬

気候基準案では、気候関連の評価項目が役員報酬に組み込まれている場合、その方法や、当報告期間に認識された役員報酬のうち、気候関連の評価項目と結び付いている部分の割合を開示することとしている（気候基準案87項（1））。また、気候関連の評価項目が役員報酬に組み込まれていない場合、その旨を開示することとしている（気候基準案87項（2））。さらに、気候関連の評価項目が役員報酬に組み込まれているものの、他の評価項目と併せて役員報酬に組み込まれており、気候関連の評価項目に係る部分を区分して識別できない場合は、その旨を開示したうえで、気候関連の評価項目を含む評価項目全体について、気候基準案87項（1）の事項に関する情報を開示することができる、としている（気候基準案88項）。

気候関連の評価が報酬に組み込まれている旨を開示している企業は約2割であった。また、これとは別に、気候関連の評価項目と他の評価項目が併せて役員報酬に組み込まれている旨の開示をしている企業（気候関連の評価を区分して識別できない開示）も約2割あり、合計約4割の企業において、気候関連の評価が報酬に組み込まれている旨の開示がされていた。

気候関連の評価が役員報酬に組み込まれていない旨を開示している企業は見られなかった。

4.4.3 気候変動（GHG排出）の開示

本項では、2024年3月期のGHG排出の開示について、気候基準案で求められているScope1、Scope2、Scope3の区分別開示、Scope2の測定方法の開示、Scope3のカテゴリ別開示の状況について定量的な観点から分析した。

【図表30】

開示状況

- : 75%以上の企業で開示
- : 50%以上75%未満の企業で開示
- : 25%以上50%未満の企業で開示
- : 開示企業25%未満

気候関連に関するGHG排出 (気候基準案49項～101項) から一部抜粋	開示状況
① GHG排出の開示 (49項) Scope1、Scope2、Scope3に区分して開示	
② GHG排出Scope2の測定方法の開示 (56項、57項) ロケーション基準、マーケット基準	
③ GHG排出Scope3カテゴリ別開示状況 (58項)	

参考：一般基準案及び気候基準案に基づきトーマツ作成

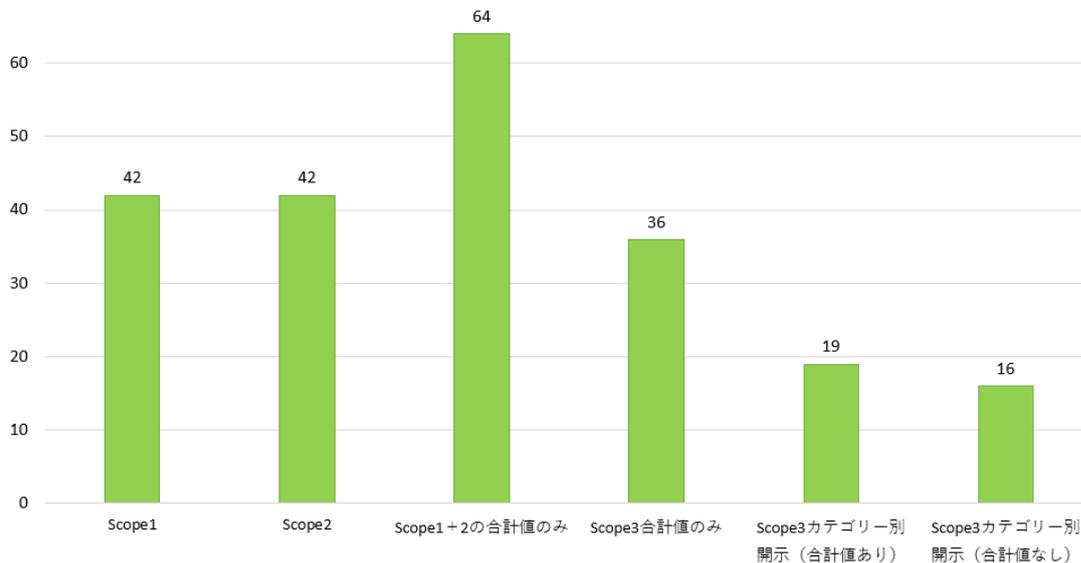
① GHG排出の3つの区分による開示

気候基準案では、GHG排出について「GHGプロトコル（2004年）」で用いられている定義を採用して、3つのスコープ（Scope1、Scope2、Scope3）を報告企業の視点から定義したうえで、当報告期間中に生成したGHG排出の絶対総量について3つに区分して開示しなければならないとしている（気候基準案6項（4）（5）（6）、49項、BC99）。

2024年3月期の有価証券報告書では、GHG排出の実績値を何らかの形で開示していたのは7割超の企業であった（「3.2.2（1）開示企業の状況」【図表7】参照）。実績値は、Scope1と2の合計値のみを開示している企業が最も多く、全体の5割弱（64社）であった（【図表31】参照）。また、Scope1の実績値を開示している企業は、Scope1だけではなくScope2の実績値も併せて開示していた。

Scope3については、分析対象企業の約四分の一の企業が合計値のみを開示していたが、合計値の内訳としてカテゴリ別の開示を行っている企業や、合計値の開示は行わずに特定のカテゴリのみの開示を行っている企業もあり、開示の仕方や範囲は多様であった。

【図表31】 GHGプロトコルの3区分別の実績値の開示の状況



Scope3については、Scope1、2と比べて、有価証券報告書における開示が少ない傾向がある（【図表31】参照）。これについては、以下のような要因が考えられる。

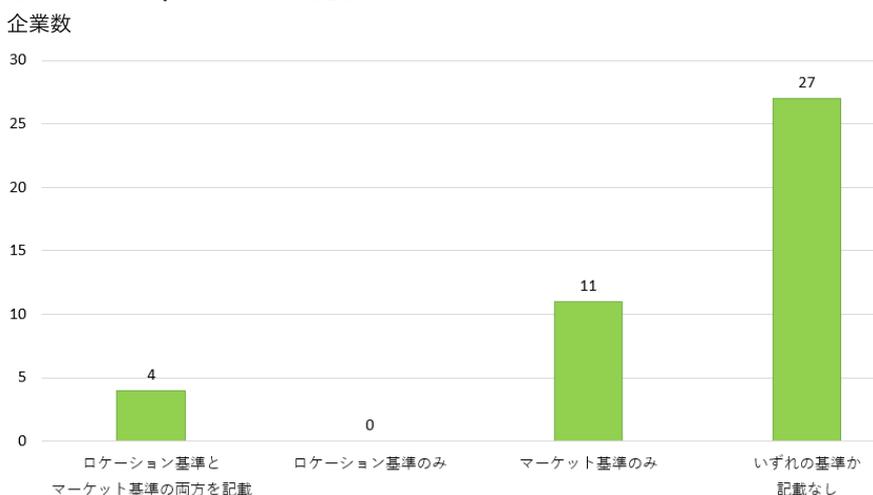
- Scope3に関する定量情報は、企業の統制の及ばない第三者から取得した情報や見積りによる情報の開示が求められる性質を有している。
- そのため、
 - バリューチェーン上の情報を網羅的に収集することは、実務上困難である。
 - 情報の信頼性の確保がScope1、2に比べて難しく、有価証券報告書で開示したScope3に関する上記の定量情報が事後的に誤りであることが発覚した場合には、有価証券報告書の訂正や罰則の対象となる可能性があるため、情報の信頼性が確保できる指標に開示を絞り込んでいる。
 - Scope1、2に比べて、算定プロセスが複雑であり、情報の網羅性や見積りの適切性など信頼度の高い算定方法を検討中である会社も多い。

② Scope2の測定方法の開示状況

Scope2の測定方法には、ロケーション基準とマーケット基準という2つの考え方がある。気候基準案では、Scope2について、ロケーション基準によるGHG排出量を開示しなければならない（気候基準案56項）としたうえで、これに加え、契約証書を企業が有している場合、Scope2を理解するうえで必要な当該契約証書に関する情報、あるいはマーケット基準によるScope2排出量、のいずれかを開示しなければならないとしている（気候基準案57項）。ロケーション基準は、地域、地方、国などの特定された場所におけるエネルギー生成に関する平均的な排出係数を用いる方法であるのに対し、マーケット基準は報告企業が実際に購入した電気等の購入契約及び分離された契約証書の内容を測定に反映する方法である。計算に用いる排出係数が異なるため、どちらの基準に基づくかにより実績値が異なるため、Scope2の算定方法は投資家にとって重要な情報となる。

2024年3月期の有価証券報告書でScope2の実績値を開示している企業（42社）のうち、算定基準を開示している企業は約4割であり、算定基準を開示していない企業のほうが多かった（【図表32】参照）。また、ロケーション基準とマーケット基準の両方を開示している企業は4社であった。

【図表32】 Scope2の測定の前提条件開示

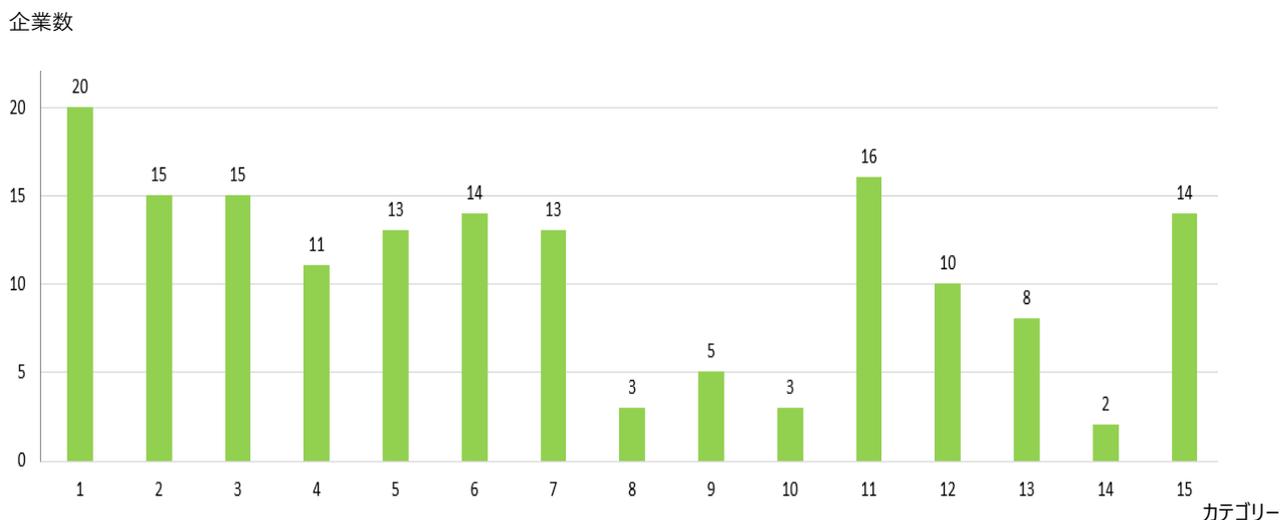


③ Scope3のカテゴリ別の開示状況

気候基準案では、Scope3については、「スコープ3基準（2011年）」に記述されているスコープ3カテゴリに従い、報告企業の活動に関連するカテゴリ別に分解して開示しなければならないとしている（気候基準案58項）。2024年3月期の有価証券報告書でカテゴリ別に実績値を開示していたのは分析対象企業の約四分の一の35社であった（【図表31】参照）。

Scope3の実績値をカテゴリ別に開示している35社（【図表31】参照）において、開示されているカテゴリは【図表33】の通りである。うち、19社については、Scope3の合計値も併せて開示されていた。

【図表33】 Scope3カテゴリ別の開示状況



企業によって重要なカテゴリは異なるため、カテゴリ別の開示においては、業種ごとに異なる傾向が見られた。例えば、製造業のように原料を仕入れて製造・販売を行う企業においては、一般的にカテゴリ1（購入した物品・サービス）、4（上流の輸送、配送）、11（販売した製品の使用）、12（販売した製品の廃棄処理）が重要になることが多く、自社製品使用時にエネルギーを使用する企業においては、一般的にカテゴリ11（販売した製品の使用）が重要になることが多いと思われる。また、金融機関においては、カテゴリ15（投資）が重要なカテゴリになることが多いと思われる。

また、カテゴリ別の開示を行っている企業においては、特定のカテゴリのみを開示している企業が多かったが、開示をしていないカテゴリについて、ゼロとして開示している企業も見られた。開示対象外としたカテゴリについては、その理由を開示することが望ましい。

なお、Scope3に関する定量情報について、事後的に誤りがあることが発覚した場合の扱いについては、金融審議会「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」において、現在開示ガイドラインの改正が検討されている。具体的には、企業の積極的なサステナビリティ情報の開示を促すため開示ガイドラインを改正し、一定の要件を満たした場合には、虚偽記載等の責任を負わないことを明確にする提案がされている。

以上

関連記事：

[AIを用いたテキスト解析による有価証券報告書の開示動向](#)

[サステナビリティ開示・保証の最新規制動向](#)

日本・ヨーロッパ・南北アメリカ・アジアパシフィックにおけるサステナビリティ開示・保証の規制に関する最新動向を取りまとめています。

有限責任監査法人トーマツ

〒100-8360 東京都千代田区丸の内3-2-3 丸の内二重橋ビルディング

<https://www.deloitte.com/jp/audit>

Deloitte. トーマツ.

デロイト トーマツ

デロイト トーマツグループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイト ネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ 合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ リスク アドバイザリー 合同会社、デロイト トーマツ コンサルティング 合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャル アドバイザリー 合同会社、デロイト トーマツ 税理士 法人、DT 弁護士 法人およびデロイト トーマツ グループ 合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスク アドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約30都市に約2万人の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト、www.deloitte.com/jpをご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバル ネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイト ネットワーク”）のひとつまたは複数を指します。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィック における100を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリー、リスク アドバイザリー、税務・法務などに関連する最先端のサービスを、Fortune Global 500® の約9割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来175年余りの歴史を有し、150を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をパーパス（存在理由）として標榜するデロイトの45万人超の人材の活動の詳細については、www.deloitte.com をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバル ネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人が本資料をもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本資料における情報の正確性や完全性に関して、いかなる表明、保証または確約（明示・黙示を問いません）をするものではありません。またDTTL、そのメンバーファーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本資料に依拠した人に関して直接または間接に発生したいかなる損失および損害に対して責任を負いません。DTTLならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2025. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.



IS 669126 / ISO 27001



BCMS 764479 / ISO 22301

IS/BCMSそれぞれの認証範囲はこちらをご覧ください
<http://www.bsigroup.com/clientDirectory>